

涌谷町・安心子育て支援プラン

子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

涌谷町・涌谷町教育委員会

目次

第1部 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定方法	2

第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

1	人口・世帯数の推移	3
2	保育所・幼稚園・小学校の状況	8
3	アンケート調査結果からみる現状と課題	10
4	次世代育成支援後期行動計画の達成状況	33

第3部 計画の基本的な考え方

1	基本理念	35
2	基本的姿勢	36
3	施策の体系	37
4	涌谷町・安心子育て支援体制	38
5	子どもの数の推計	39
6	教育・保育の提供区域の設定	41

第4部 子ども・子育て支援施策の展開

1	子ども・子育て支援事業の充実を目指して	43
2	特に配慮が必要な家庭への支援を目指して	53
3	「子育ての社会化」を目指して	55
4	家庭の子育て機能の強化を目指して	57

資料編

1	涌谷町子ども・子育て会議設置要綱	59
2	涌谷町子ども・子育て会議委員名簿	60
3	子ども・子育て支援新制度関連の用語説明	61

第1部 計画の概要

第1部 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国は、急速な少子化・核家族化の進行や地域・家庭を取り巻く環境の変化などにより、次代を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」を制定し、「少子化社会対策基本法」に基づき平成16年6月に「少子化社会対策大綱」、12月には「子ども・子育て応援プラン」が制定されました。「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けています。

しかし、このような取り組みにも関わらず、少子化の進行は続いており、子育ての孤立感や負担感の増加、都市部を中心とした深刻な待機児童問題、子ども・子育て支援の質・量とも不足しているなどから、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この「子ども・子育て関連3法」に基づき平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、待機児童解消、地域の子ども・子育て支援の充実を推進していくこととしています。

涌谷町においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に「涌谷町次世代育成支援（前期）行動計画」を策定しました。さらに、平成22年3月には前期計画の成果や課題を踏まえ「涌谷町・安心子育て支援プラン（涌谷町後期行動計画）」を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭に関する施策を推進してきました。

「涌谷町・安心子育て支援プラン（涌谷町後期行動計画）」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、これまでの子ども・子育て支援に関する取り組みの進捗状況、課題を整理するとともに、基本理念である「安心して子どもを産み、育てることができる町づくり」を引き続き継承し、5年間を一期とする「涌谷町・安心子育て支援プラン（子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる環境の実現を目指します。

2 計画の位置付け

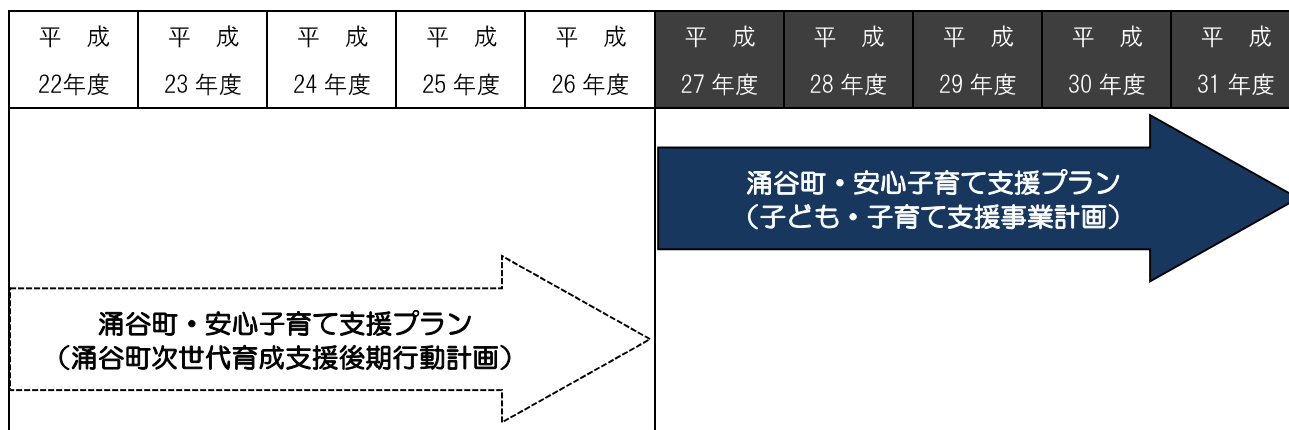
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けます。国で示す「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、町が取り組むべき方策の達成目標や実施時期を明らかにして、計画的に取り組みを推進します。本計画の策定にあたっては、町の上位計画である「第四次涌谷町総合計画後期基本計画」や関連計画との整合、連携を図ります。

なお、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画である「涌谷町・安心子育て支援プラン（涌谷町後期行動計画）」の基本的な考え方等を継承し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、町づくり等の様々な分野の取り組みを総合的に展開していくものです。

第1部 計画の概要

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法で規定する平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中においても、社会経済情勢や町の状況の変化、子育て家庭の保育・教育ニーズ等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定方法

(1) 浦谷町子ども・子育て会議

関係者及び町民の意見を広く聴取するため、学校教育・保育関係者、関係団体、有識者などからなる「浦谷町子ども・子育て会議」を設置し、事業計画における量の見込み、計画素案等について、協議しました。

(2) アンケート調査の実施

子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態等を調査し、その量的及び質的なニーズを把握するため、浦谷町内に居住する就学前の子どもがいる世帯及び小学生のいる世帯を対象に、平成26年1月に「浦谷町子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

平成27年2月16日～2月27日まで、浦谷町のホームページにて計画の素案を開示しご意見を募集したところ、意見の提出はありませんでした。

第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

1 人口・世帯数の推移

(1) 人口・世帯数の推移

涌谷町の総人口は減少傾向にあり、平成26年には17,324人と5年前の平成22年より530人減少となっています。

一方で、人口は減少しているのに対して世帯数は増加しており、平成26年には5,967世帯と平成22年より129世帯増加となっており、一世帯あたり人員は2.90と核家族化の進行がみられます。

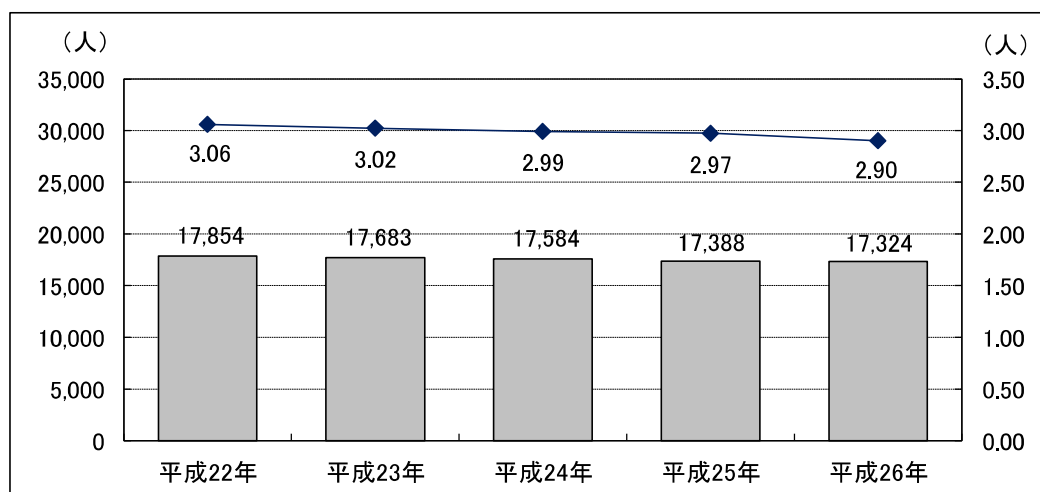
(単位：世帯、人)

年次	世帯数	人口			一世帯あたり 人員
		総数	男性	女性	
平成15年	5,722	19,296	9,387	9,909	3.37
平成16年	5,725	19,096	9,252	9,844	3.34
平成17年	5,734	18,843	9,161	9,682	3.29
平成18年	5,770	18,687	9,086	9,601	3.24
平成19年	5,761	18,402	8,952	9,450	3.19
平成20年	5,787	18,216	8,854	9,362	3.15
平成21年	5,809	18,036	8,776	9,260	3.10
平成22年	5,838	17,854	8,705	9,149	3.06
平成23年	5,852	17,683	8,636	9,047	3.02
平成24年	5,878	17,584	8,575	9,009	2.99
平成25年	5,850	17,388	8,495	8,893	2.97
平成26年	5,967	17,324	8,421	8,903	2.90

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

※平成26年は、外国人も含む

【人口と世帯数の推移】



第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

(2) 年齢別人口と構成比の推移

年少人口、生産人口、老年人口の3区分で見ると、平成26年の年少人口は1,920人と平成22年より133人減少、生産人口は10,281人と660人減少となり、老年人口は5,123人と263人増加し、少子高齢化が進行していることがわかります。

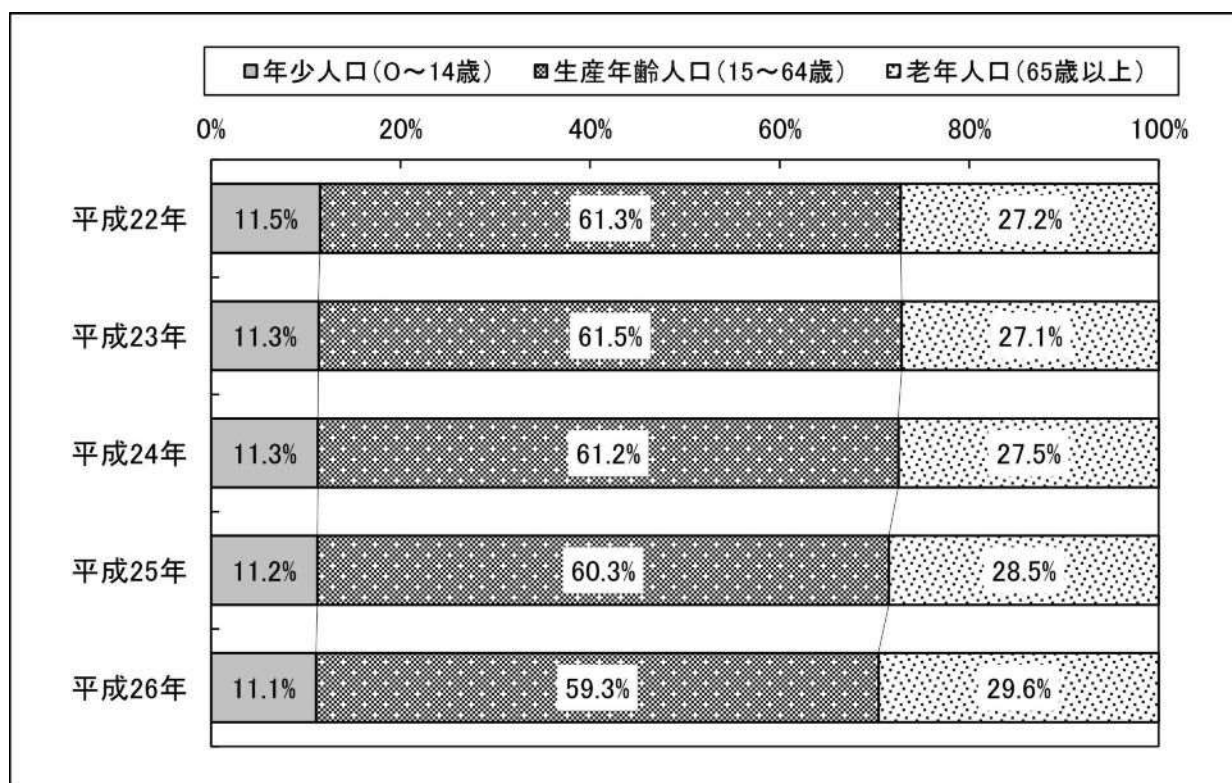
(単位：人)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
年少人口 (0～14歳)	2,053	2,004	1,985	1,950	1,920
生産人口 (15～64歳)	10,941	10,883	10,767	10,488	10,281
老年人口 (65歳以上)	4,860	4,796	4,832	4,950	5,123
合計	17,854	17,683	17,584	17,388	17,324

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

※平成26年は、外国人も含む

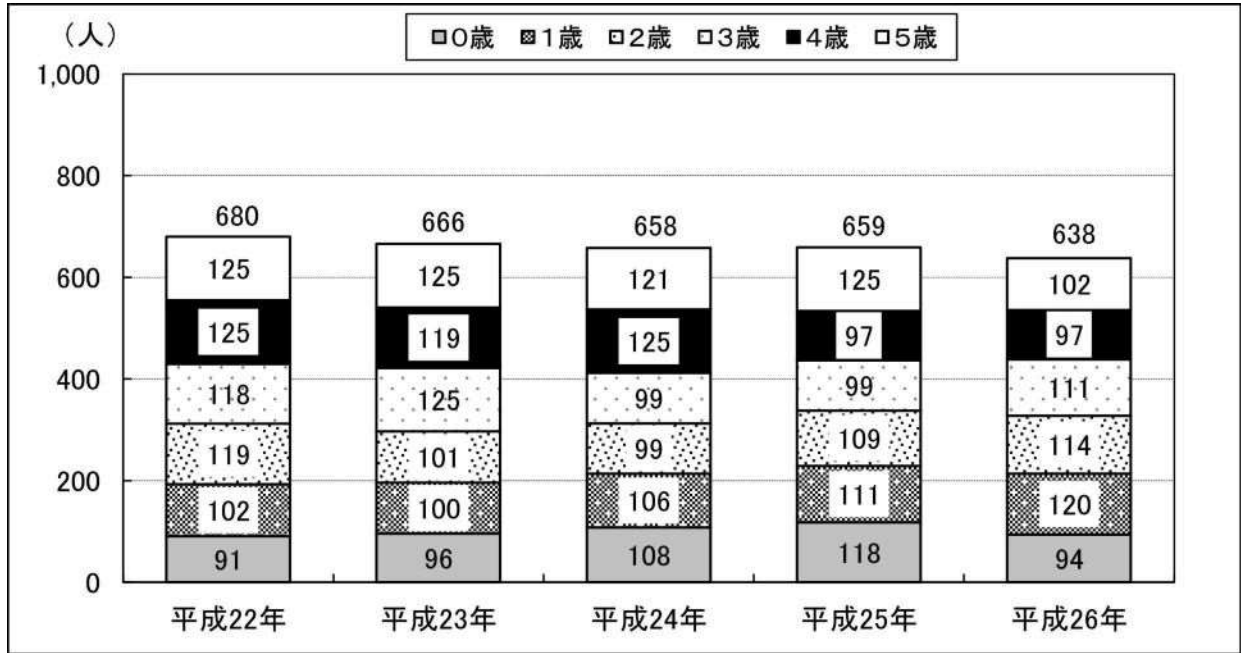
【年齢別人口構成比の推移】



(3) 児童人口の推移

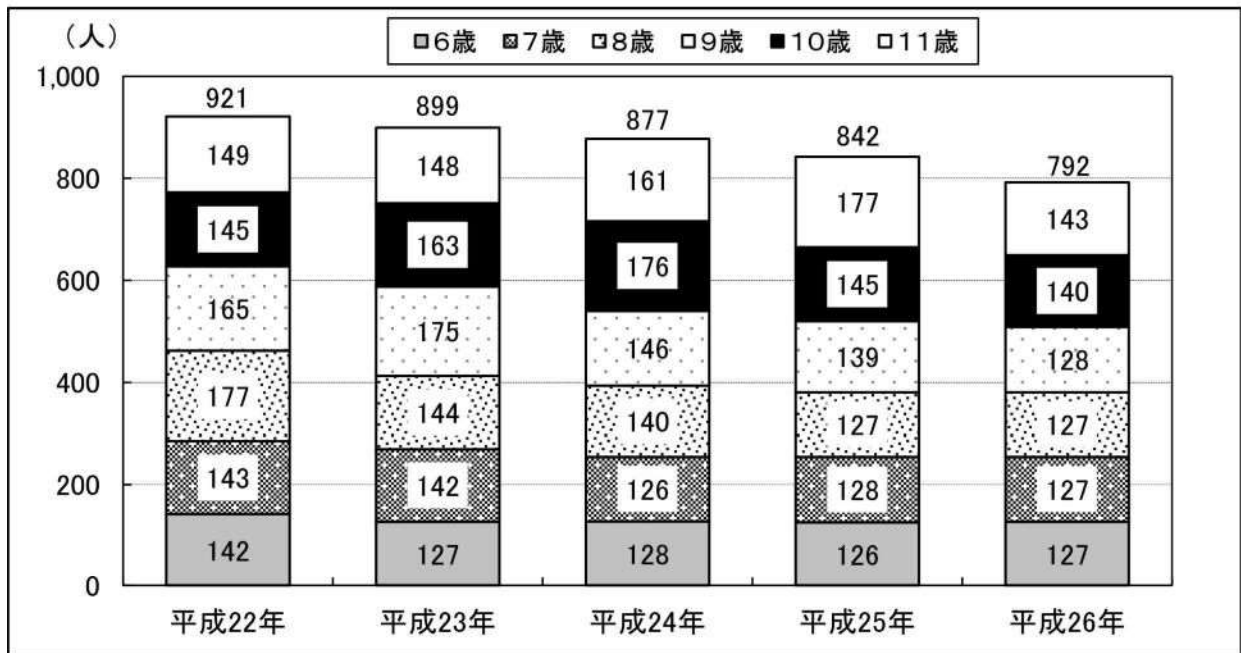
児童の人口をみると、0～5歳の就学前児童は平成22年では680人でしたが、平成26年には638人と42人減少し、6～11歳の小学生は平成22年では921人でしたが、平成26年には792人と129人減少しています。

【0～5歳児童の人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

【6～11歳児童の人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

(4) 人口動態

平成15年以降、出生数は死亡数を下回って推移しており、平成26年の出生数は103人とその差である自然動態（出生や死亡による人口の動き）はマイナス163人となっています。

社会動態（転入や転出による人口の動き）の動向は、平成25年は転入が転出を上回っていますが、それ以外ではマイナスとなっています。

(単位：人)

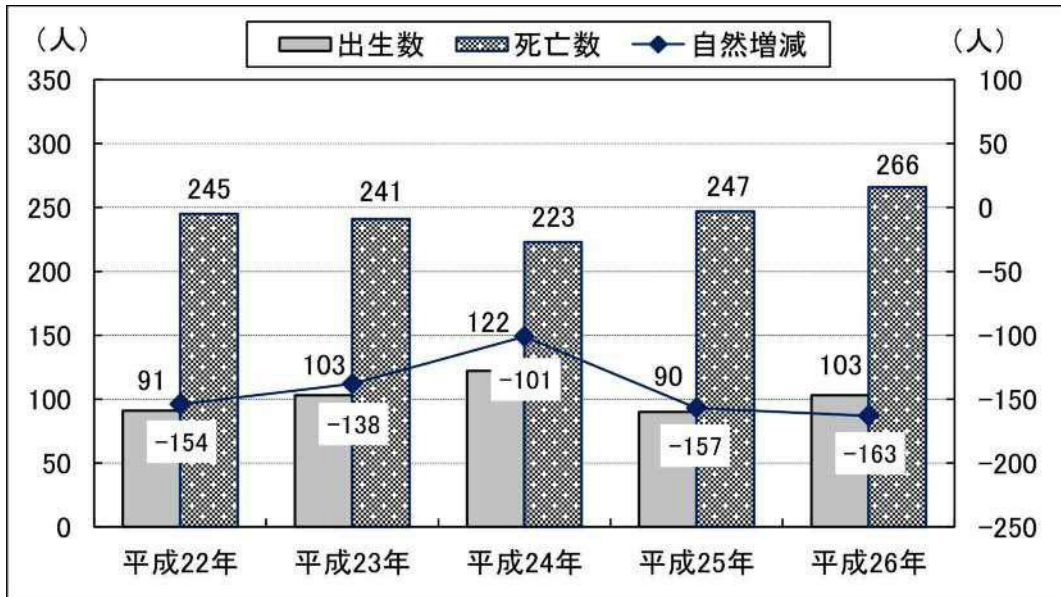
年次	総人口	自然動態			社会動態			増減
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成15年	19,296	133	194	△61	474	569	△95	△156
平成16年	19,096	127	232	△105	411	572	△161	△266
平成17年	18,843	126	213	△87	459	550	△91	△178
平成18年	18,687	116	220	△104	384	547	△163	△267
平成19年	18,402	127	247	△120	399	545	△146	△266
平成20年	18,216	102	184	△82	482	504	△22	△104
平成21年	18,036	102	209	△107	448	521	△73	△180
平成22年	17,854	91	245	△154	462	490	△28	△182
平成23年	17,683	103	241	△138	431	464	△33	△171
平成24年	17,584	122	223	△101	454	560	△106	△207
平成25年	17,388	90	247	△157	528	526	2	△155
平成26年	17,324	103	266	△163	435	484	△49	△212

資料：町民生活課総合窓口班

※総人口：住民基本台帳（各年3月31日現在）、人口動態：（平成25・26年は1月～12月）

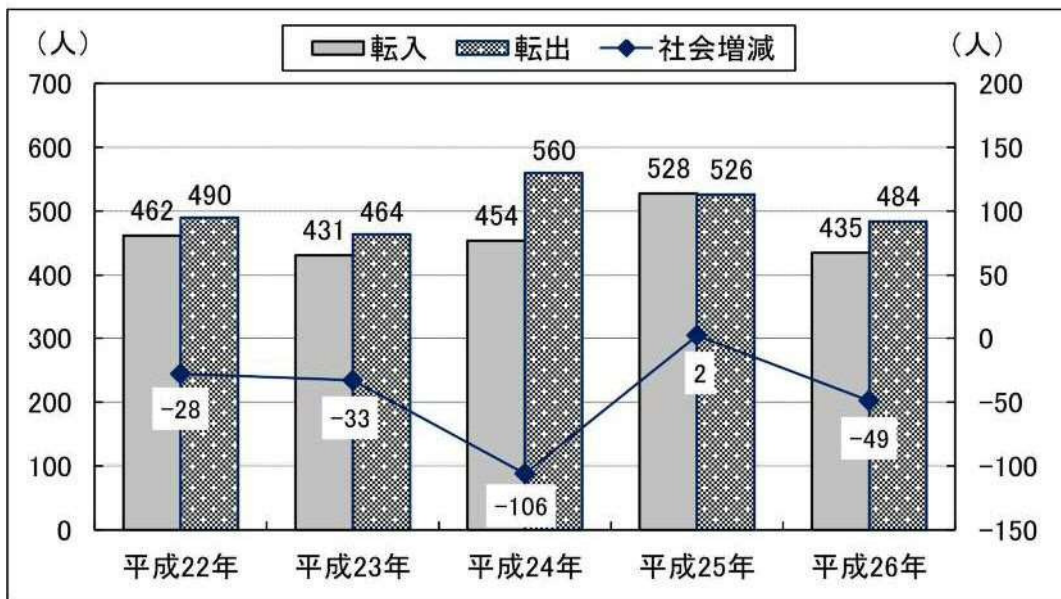
※平成26年の総人口は、外国人も含む

【出生数と死亡数の推移】



資料：町民生活課総合窓口班（各年3月31日現在、平成25・26年は1月～12月）

【転出と転入の推移】



資料：町民生活課総合窓口班（各年3月31日現在、平成25・26年は1月～12月）

第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

2 保育所・幼稚園・小学校の状況

(1) 保育所の状況

涌谷町では、町立保育所が1か所、私立保育所が1か所、認可外保育施設が1か所あります。

(単位：人)

保育所名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
町立：さくらんぼこども園	110	7	29	31	27	27	17	138
私立：涌谷保育園	110	7	23	22	24	20	21	117
認可外：涌谷修紅幼稚園	25	0	1	2	5	0	1	9

(平成26年5月1日現在)

(2) 幼稚園の状況

涌谷町では、町立幼稚園が4園で、幼稚園の園児数は年々減少傾向にあります。

全園すべて3歳児保育を実施しています。また、保育の就労等で降園後も保育を必要とする園児を対象とした「預かり保育A方式」は4園で実施、「預かり保育B方式」は2園で実施しています。

【園児数と学級数】

(単位：人)

幼稚園名	3歳児	クラス数	4歳児	クラス数	5歳児	クラス数	在籍合計	クラス合計
涌谷幼稚園	22	1	17	1	25	1	64	3
涌谷南幼稚園	6	1	12	1	15	1	33	3
ののだけ幼稚園	13	1	9	1	11	1	33	3
さくらんぼこども園	8	1	12	1	9	1	29	3

(平成26年5月1日現在)

【預かり保育の状況】

(単位：人)

幼稚園名	A方式(13時~14時30分)				B方式(7時~18時)			
	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児	計
涌谷幼稚園	0	0	0	0	7	8	6	21
涌谷南幼稚園	0	0	0	0				
ののだけ幼稚園	0	0	0	0	1	1	2	4
さくらんぼこども園	0	0	0	0				

(平成26年5月1日現在)

(3) 小学校の状況

涌谷町には、4校の小学校があります。入学児童の減少により小学校の児童数も年々減少傾向にあり、涌谷第一小学校以外の小学校では、1学年の児童数が40人以下で1学級の編制という状況となっています。今後も少子化が進行することが予測されることから、さらに小規模化が懸念されます。

また、放課後帰宅しても保護者が就労等で家族のいない小学校1～3年生の児童を対象とした学童保育は、現在、4クラブとなっています。

(単位：上段 人、下段 学級)

学年		涌谷第一 小学校	月将館 小学校	箕岳 小学校	小里 小学校	計
1 学年	児童数	73	33	10	6	122
	学級数	3	1	1	1	6
2 学年	児童数	74	29	13	7	123
	学級数	3	1	1	1	6
3 学年	児童数	65	42	8	11	126
	学級数	2	2	1	1	6
4 学年	児童数	80	29	7	7	123
	学級数	3	1	1	1	6
5 学年	児童数	83	33	8	12	136
	学級数	3	1	1	1	6
6 学年	児童数	83	34	12	13	142
	学級数	3	1	1	1	6
特別支援 学級	児童数	4	3	0	2	9
	学級数	3	2	0	2	7
合計	児童数	462	203	58	58	781
	学級数	20	9	6	8	43

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

【学童保育の状況】

(単位：人)

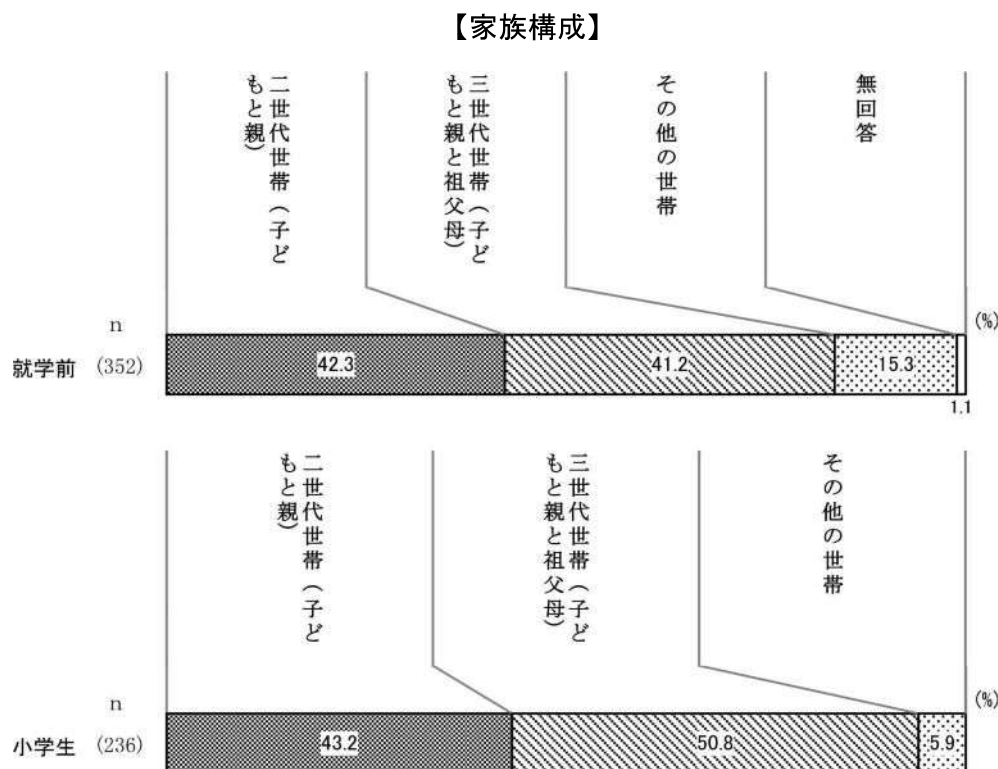
施設名	定員	内容
八雲学童クラブ	35	対 象 者：保護者が仕事などの理由で家にいない小学校1～3年生 利 用 料：おやつ代 2,000 円 (月額)、教材費 1,000 円 (月額)、 保険料 1,800 円 (年額) 利用時間：平日の授業終了時～18 時まで 土曜日・長期休暇 8 時～18 時まで
涌一小学童クラブ	25	
杉の子学童クラブ	20	
小里箕岳学童クラブ	20	

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

3 アンケート調査結果からみる現状と課題

(1) 家族構成

家族構成については、就学前は「二世世代世帯（子どもと親）」（42.3%）と「三世世代世帯（子どもと親と祖父母）」（41.2%）がほぼ同率で、小学生は「三世世代世帯（子どもと親と祖父母）」が50.8%と、「二世世代世帯（子どもと親）」（43.2%）より多い。

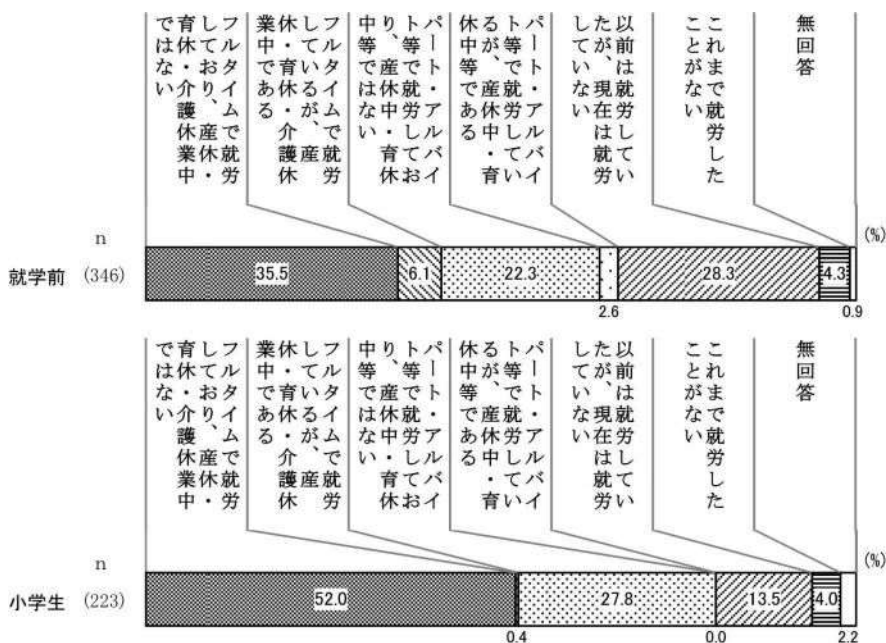


(2) 保護者の就労について

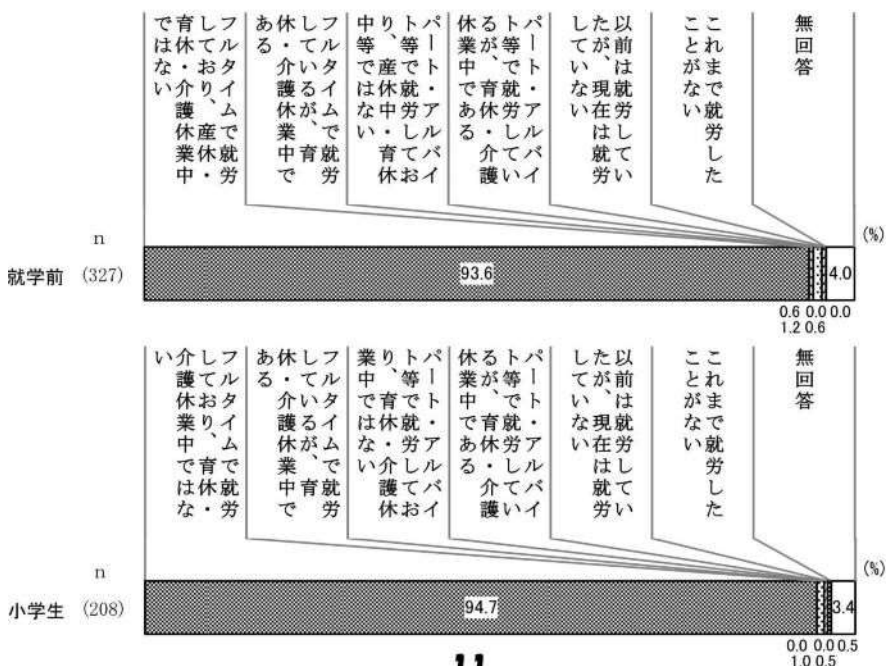
就学前、小学生ともにフルタイム就労の母親が多い。小学生では 52.0%と就学前の 35.5%を大きく上回っている。父親の就労状況は、就学前、小学生ともに9割以上がフルタイム就労となっている。母親のフルタイムへの転換希望については、半数以上が現在のまま、パート・アルバイト等の希望だが、就学前、小学生ともに3割程度は、フルタイム就労への希望がある。

無職の母親の就労意向は、就学前では「1年以上経って、一番下の子どもが一定の年齢になった頃に就労したい」が 36.3%と最も多く、次に「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(31.0%)となっている。一方、小学生では「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が 46.2%と最も多く、次に「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(38.5%)となっている。

【母親の就労状況】

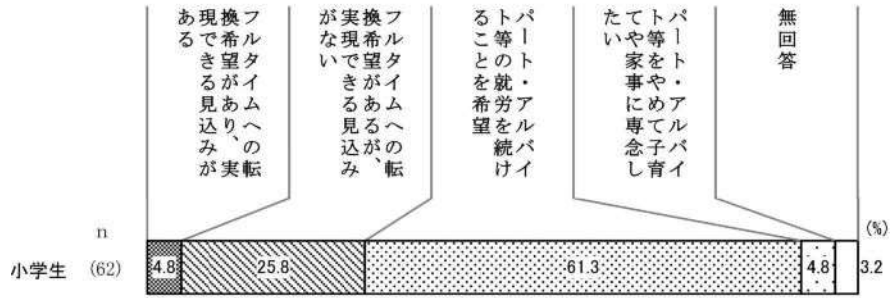
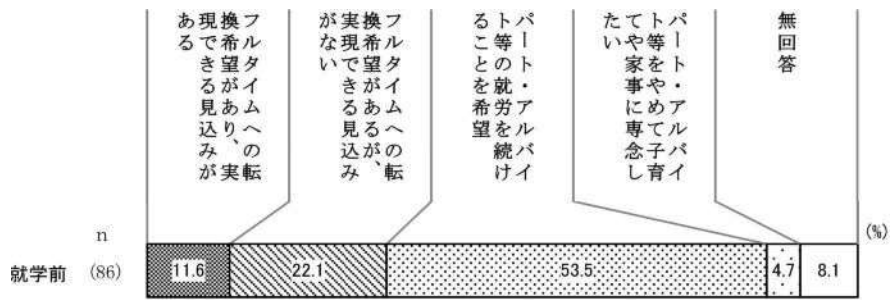


【父親の就労状況】

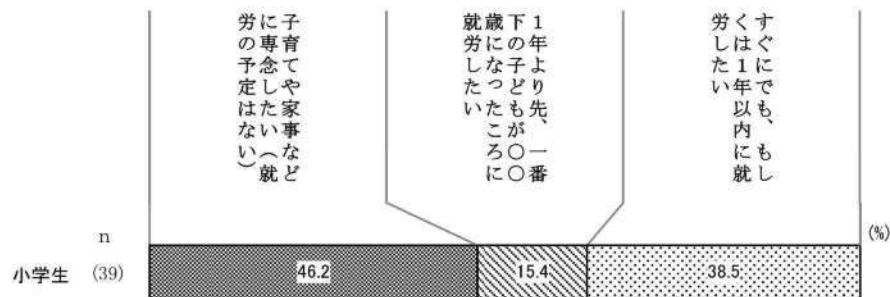
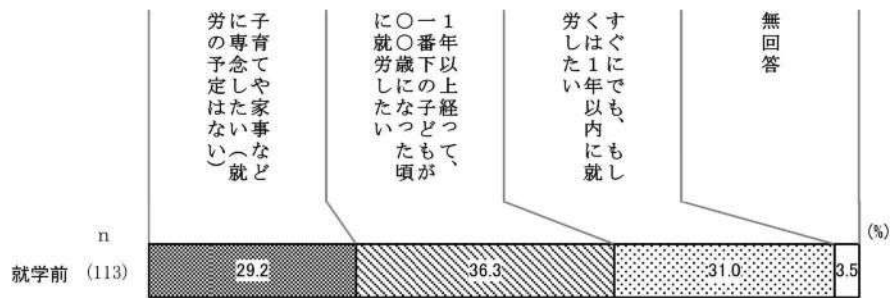


第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

【母親のフルタイムへの転換希望】



【無職の母親の就労意向】



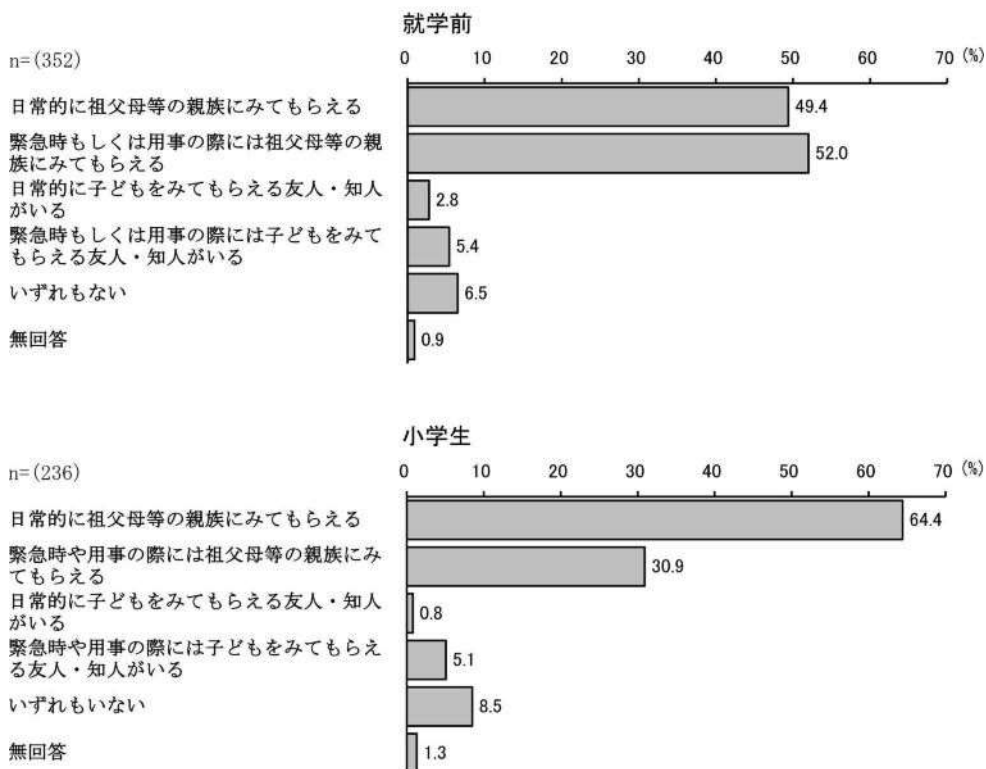
(3) 子どもをみてもらえる親族・知人について

子どもをみてもらえる親族・知人については、就学前は「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(52.0%)と「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(49.4%)が半々である。小学生は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が64.4%と「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(30.9%)を上回っている。就学前、小学生ともに「いずれもない」は1割未満である。

親族・知人に子どもをみてもらう際の状況については、就学前、小学生ともに心配なく安心して預けている方が半数以上だが、就学前では「親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」(31.6%)、「祖父母、友人等の身体的負担が大きく、心配である」(20.9%)、「祖父母、友人等の時間的制約や精神的な負担が大きく、心配である」(19.9%)などの悩みもある。小学生は「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」(21.6%)の悩みもある。

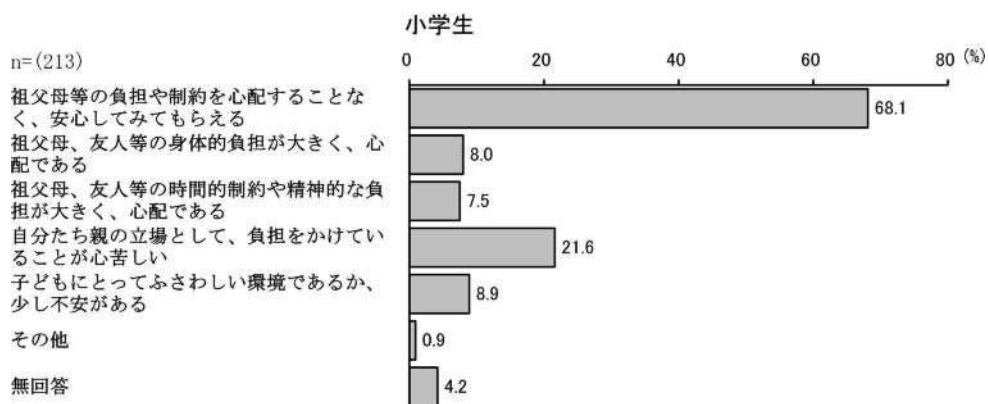
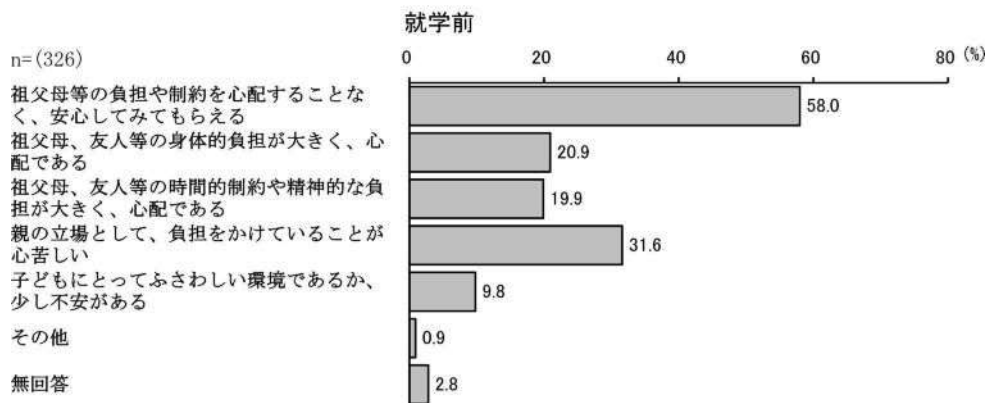
涌谷町は、三世代世帯が多く、子どもをみてもらえる家庭が半数だが、就学前、小学生ともに4割程度が二世代世帯であり、子どもの預け先や相談先、緊急時の対応、急な残業など、子育て家庭の不安は少なくない。三世代世帯であっても親族等に子どもをみてもらうのが困難な場合などもあり、家庭のみならず、地域全体で子育て家庭を支援していく取り組みが求められる。

【子どもをみてもらえる親族・知人の有無】



第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

【親族・知人に子どもをみてもらう際の状況】

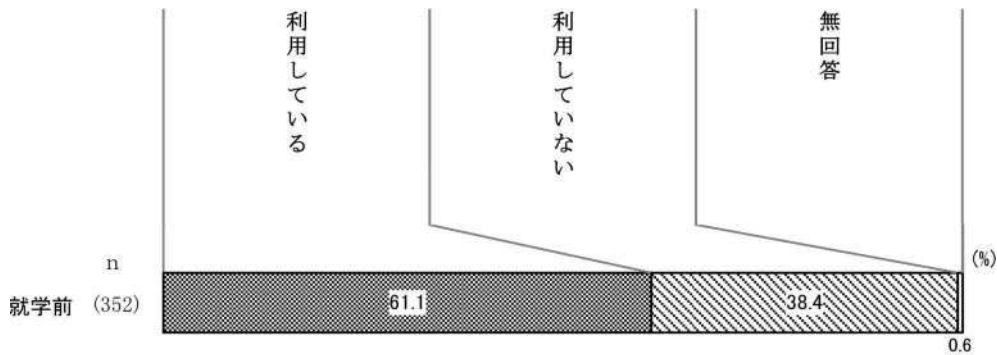


(4) 平日の「幼児教育・保育事業」の利用状況について

平日の「幼児教育・保育事業」の利用については、61.1%が利用しており、そのうち「幼稚園（通常の就園時間の利用）」(34.0%)、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した保育施設）」(33.5%)、「幼保一元化施設さくらんぼこども園」(29.8%)を定期的にご利用している。

0～2歳までは両親の就労、3歳以降は子どもの教育や発達のために利用している方が多い。一方、利用していない理由としては、子どもがまだ小さいため、子どもをみてる方がいるので必要ないなどの理由があげられている。利用希望する子どもの年齢も「3歳」が約6割と多いことから、子どもを預ける必要がない家庭は、子どもの教育や発達のために必要と考える3歳程度からの利用希望が多い。

【幼児教育・保育事業の利用状況】

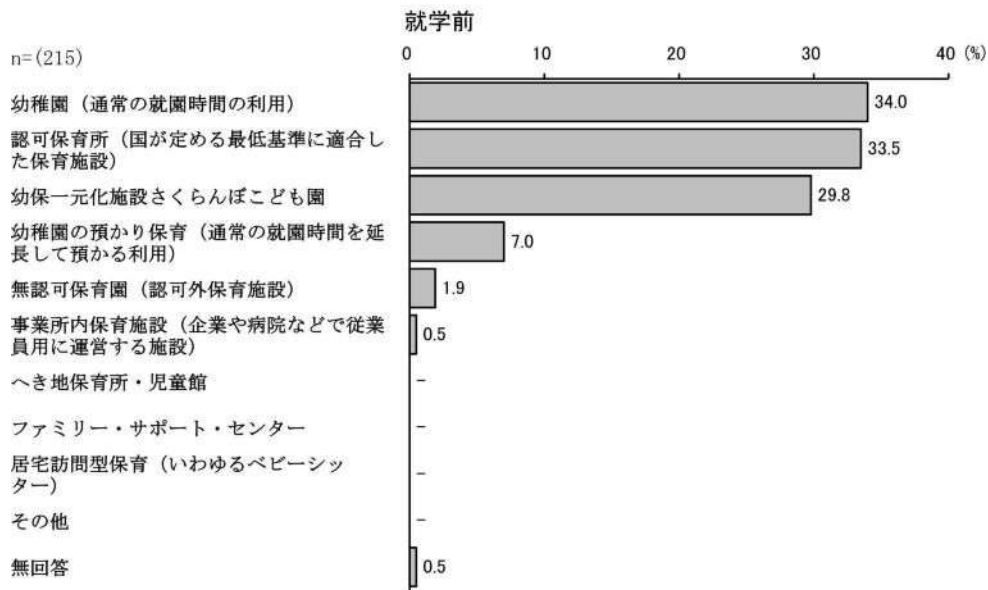


【年齢別】

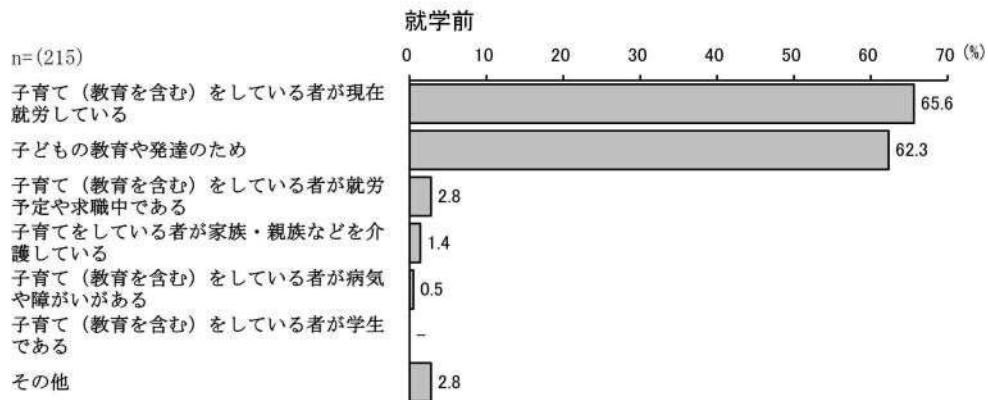
		調査数	利用している	利用していない	無回答
上段：件数 下段：%					
全体		352 100.0	215 61.1	135 38.4	2 0.6
年齢別	0歳	78 100.0	11 14.1	67 85.9	-
	1歳	57 100.0	27 47.4	29 50.9	1 1.8
	2歳	62 100.0	30 48.4	31 50.0	1 1.6
	3歳	57 100.0	52 91.2	5 8.8	-
	4歳	47 100.0	46 97.9	1 2.1	-
	5歳	46 100.0	45 97.8	1 2.2	-
	(2年区分)	0～2歳	197 100.0	68 34.5	127 64.5
	3～5歳	150 100.0	143 95.3	7 4.7	-
(3年区分)	0歳	78 100.0	11 14.1	67 85.9	-
	1～2歳	119 100.0	57 47.9	60 50.4	2 1.7
	3～5歳	150 100.0	143 95.3	7 4.7	-

第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

【利用している幼児教育・保育事業】



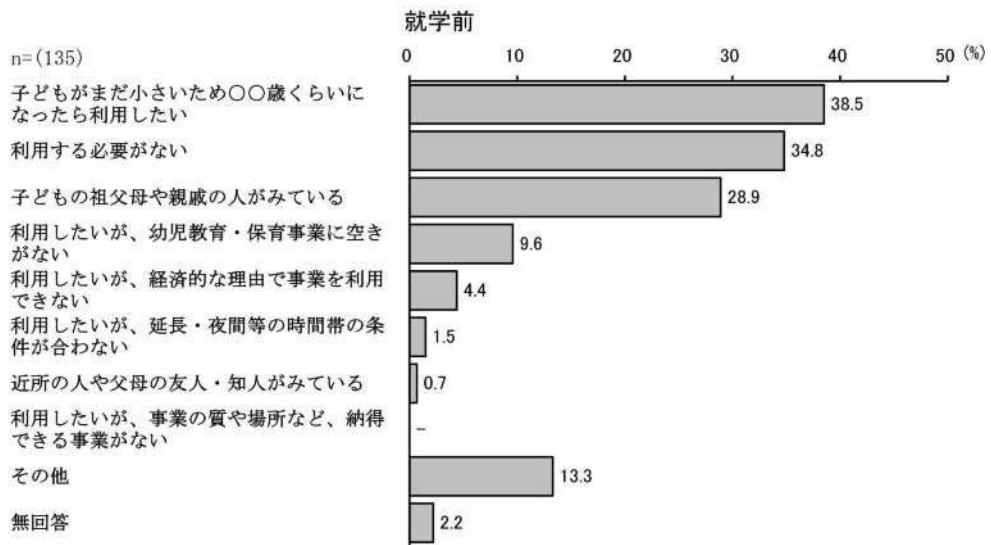
【幼児教育・保育事業を利用している理由】



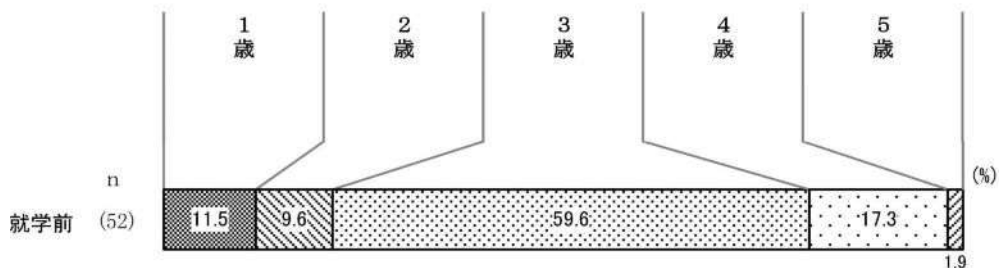
【年齢別】

	調査数	年齢別										
		のた だも の教 育や 発 達	現 在 就 学 を し て い る 者 が	子 育 て （ 教 育 を 含 む ） を し て い る 者 が	あ る 就 学 予 定 や 求 職 中 で あ る 者 が	子 育 て （ 教 育 を 含 む ） を し て い る 者 が	介 護 し て い る 者 が	子 育 て を し て い る 者 が	病 気 や 障 が い る 者 が	子 育 て （ 教 育 を 含 む ） を し て い る 者 が	学 生 で あ る 者 が	子 育 て （ 教 育 を 含 む ） を し て い る 者 が
全 体	215 100.0	134 62.3	141 65.6	6 2.8	3 1.4	1 0.5	-	-	-	-	-	6 2.8
年 齢 別	0 歳	11 100.0	3 27.3	10 90.9	-	-	-	-	-	-	-	-
	1 歳	27 100.0	13 48.1	23 85.2	3 11.1	2 7.4	-	-	-	-	-	1 3.7
	2 歳	30 100.0	12 40.0	25 83.3	1 3.3	1 3.3	-	-	-	-	-	3 10.0
	3 歳	52 100.0	32 61.5	29 55.8	1 1.9	-	-	-	-	-	-	-
	4 歳	46 100.0	36 78.3	24 52.2	-	-	-	-	-	-	-	1 2.2
	5 歳	45 100.0	36 80.0	27 60.0	1 2.2	-	1 2.2	-	-	-	-	1 2.2
（ 分） 2 年 区 別	0～2 歳	68 100.0	28 41.2	58 85.3	4 5.9	3 4.4	-	-	-	-	-	4 5.9
	3～5 歳	143 100.0	104 72.7	80 55.9	2 1.4	-	1 0.7	-	-	-	-	2 1.4
（ 3 年 区 別	0 歳	11 100.0	3 27.3	10 90.9	-	-	-	-	-	-	-	-
	1～2 歳	57 100.0	25 43.9	48 84.2	4 7.0	3 5.3	-	-	-	-	-	4 7.0
	3～5 歳	143 100.0	104 72.7	80 55.9	2 1.4	-	1 0.7	-	-	-	-	2 1.4

【幼児教育・保育事業を利用していない理由】



【幼児教育・保育事業を利用したい子どもの年齢】



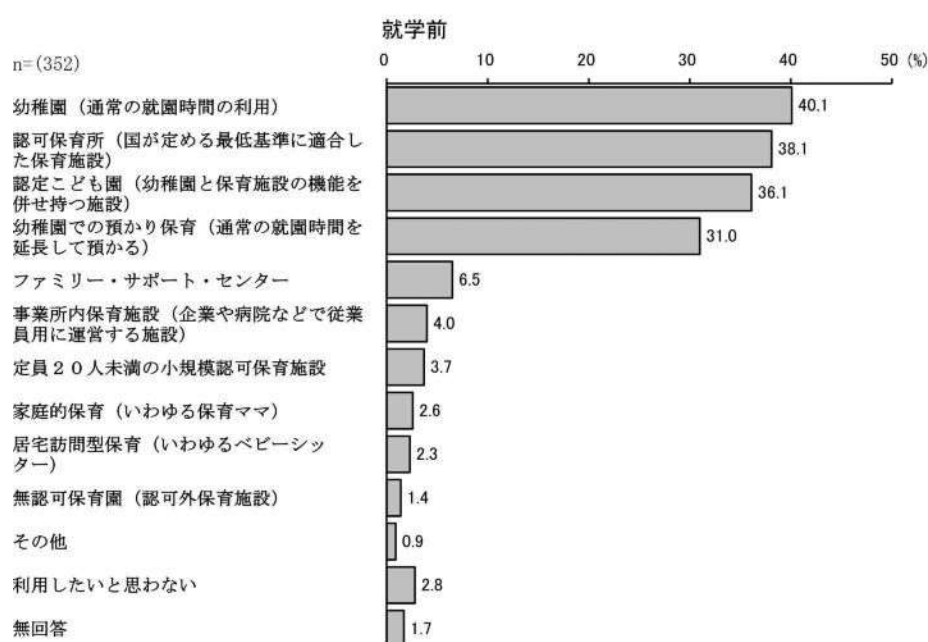
第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

(5) 「幼児教育・保育事業」の利用希望について

「幼児教育・保育事業」の利用希望については、「幼稚園（通常就園時間の利用）」が40.1%と最も多く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した保育施設）」（38.1%）、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設（幼保一元化施設も含む））」（36.1%）、「幼稚園での預かり保育（通常就園時間を延長して預かる）」（31.0%）の希望が多い。ファミリー・サポート・センターや事業所内保育施設への希望は1割未満である。

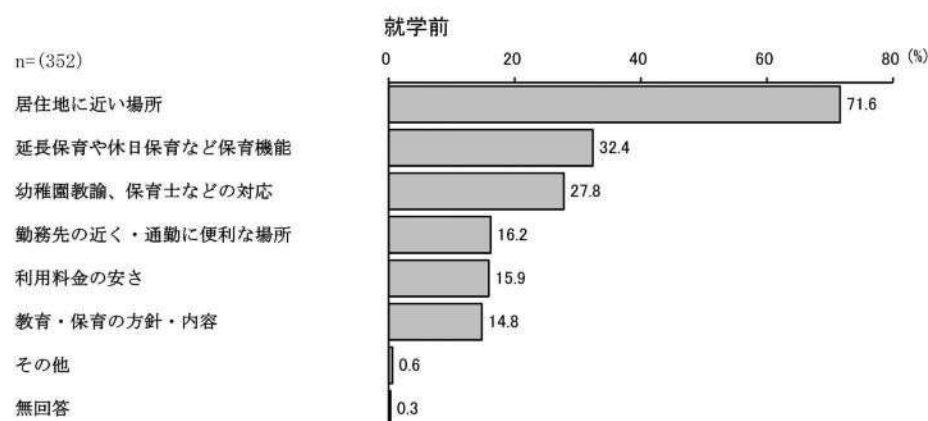
「幼児教育・保育事業」を選択する際に重視することは、「居住地に近い場所」が約7割を占め、以下「延長保育や休日保育など保育機能」（32.4%）、「幼稚園教諭、保育士などの対応」（27.8%）と続いている。

【希望する幼児教育・保育事業】



※ファミリー・サポート・センターとは、子育てを応援してほしい人と子育ての応援をしたい人が会員になり、仕事や家事と育児の両立を支援する活動です。

【幼児教育・保育事業を選択する際に重視すること】

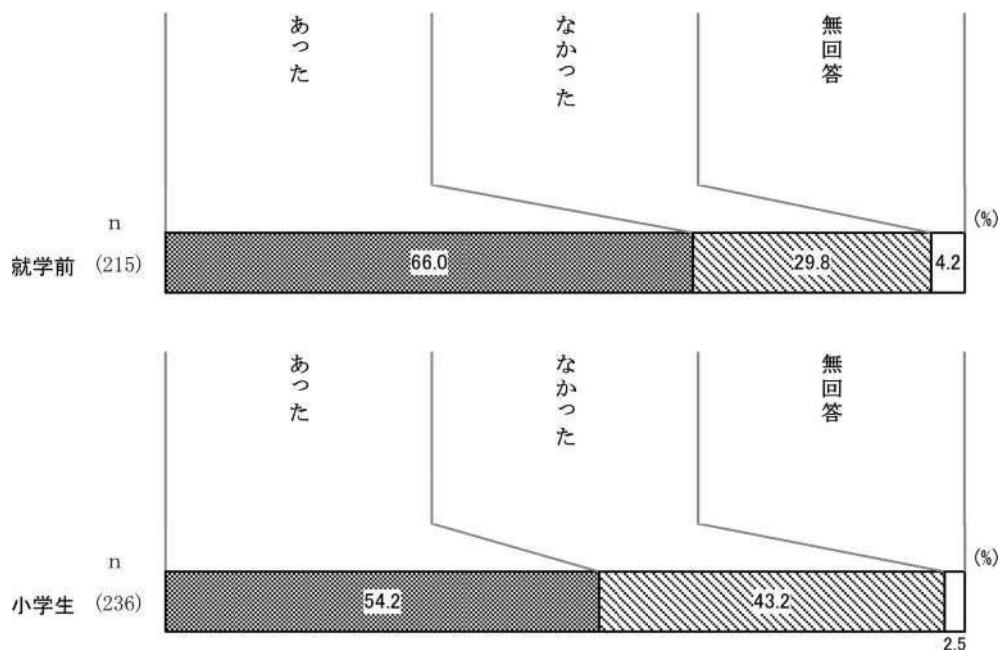


(6) 病気やケガの際の対応について

子どもの病気やケガの際に幼児教育・保育事業、学校を休んだことがあるかについては、就学前は 66.0%、小学生は 54.2%が「あった」としている。その際の対応として、就学前では「母親が仕事を休んだ」が 75.4%と最も多く、以下「(同居を含む)親族・知人に預けた」(51.4%)、「父親が仕事を休んだ」(24.6%)となっている。小学生では「(同居を含む)親族・知人に預けた」が 50.0%と最も多く、以下「母親が仕事を休んだ」(45.3%)、「就労していない保護者がみた」(20.3%)となっている。

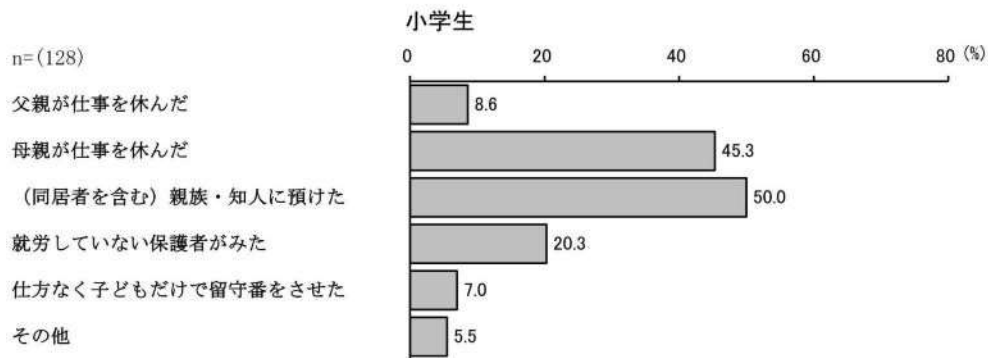
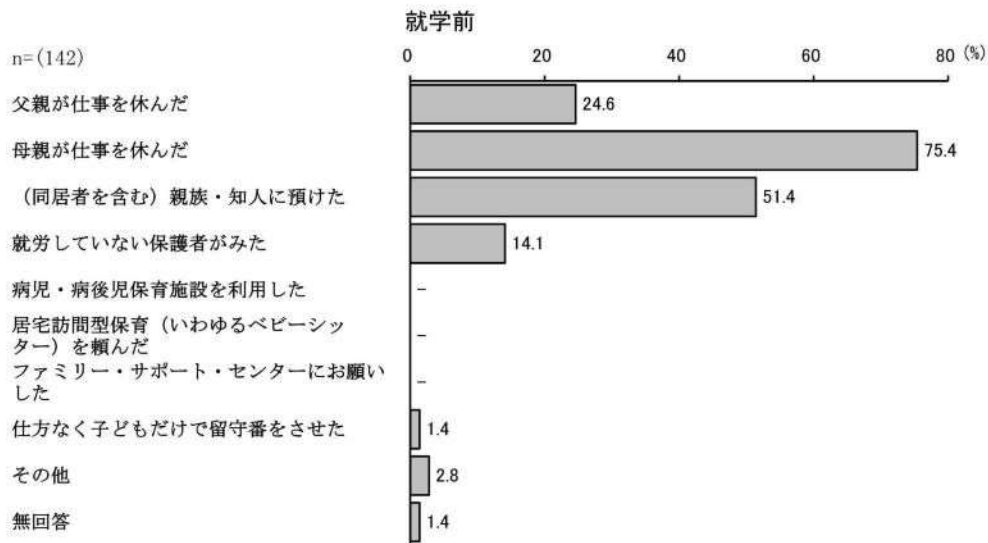
母親が仕事を休んで対応した経験が多い就学前では、病児・病後児保育施設等への利用希望が5割近くある。

【病気やケガで幼児教育・保育事業を利用できなかった、学校を休んだことの有無】

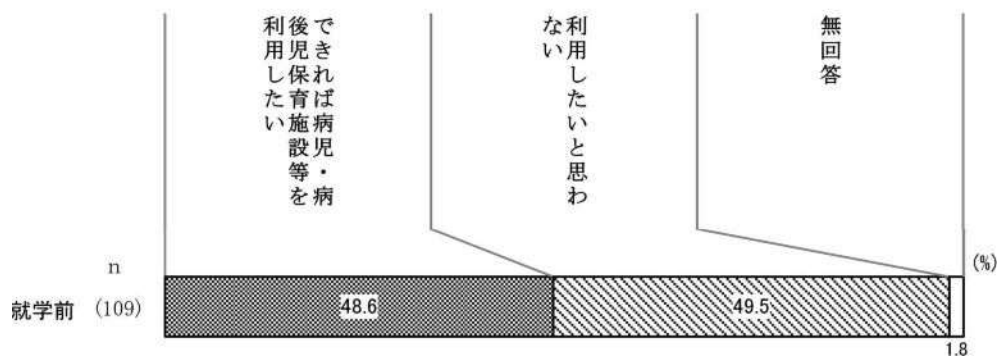


第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

【病気やケガで幼児教育・保育事業を利用できなかった、学校を休んだ場合の対応】



【病気やケガで両親が仕事を休んだ際、病児・病後児保育施設等の利用希望】



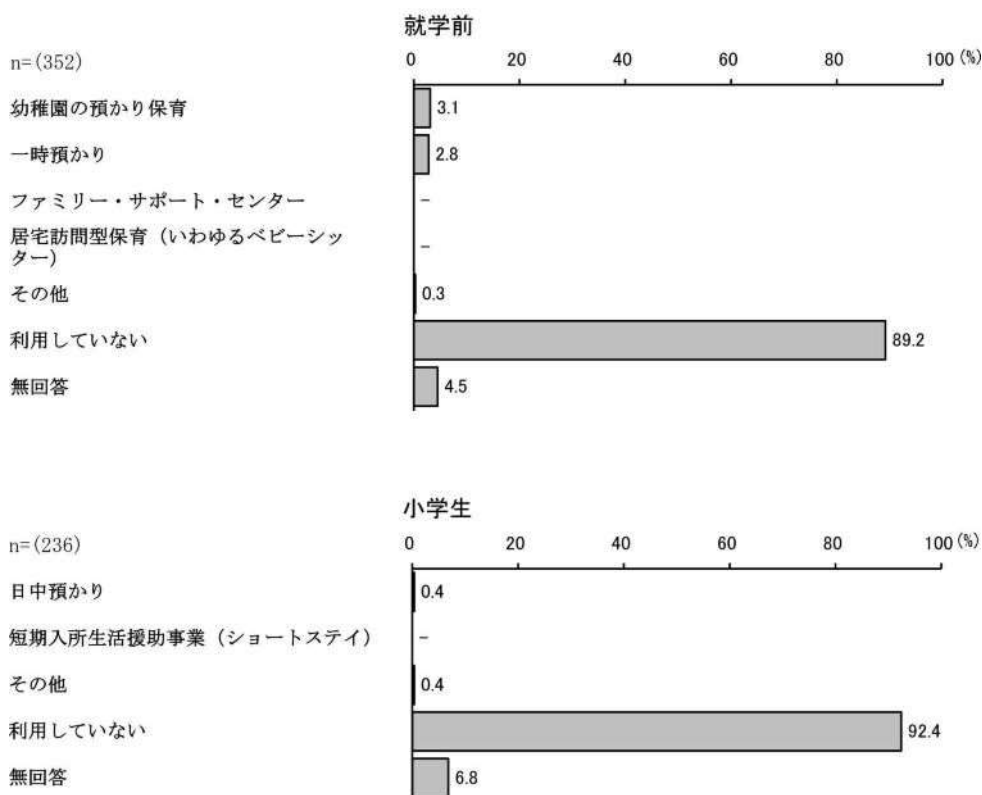
(7) 不定期の幼児教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

保護者の私用や親の通院、不定期の就労などの目的で利用した幼児教育・保育事業、保育サービスについては、いずれのサービス利用も1割未満で9割前後が未利用である。一時的に子どもを預ける事業の利用希望は、就学前は42.0%、小学生は13.1%が「利用したい」としている。

利用目的としては、就学前は「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が68.9%と最も多く、以下「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事、リフレッシュ目的等）」(53.4%)、「不定期の就労」(25.0%)となっている。小学生は「冠婚葬祭、学校行事、子ども（きょうだいを含む）や親の通院等」が51.6%と最も多く、以下「私用（買い物、子ども（きょうだいを含む）や親の習い事等）リフレッシュ目的」(32.3%)、「不定期の就労」(19.4%)と、就学前と順位は同じである。

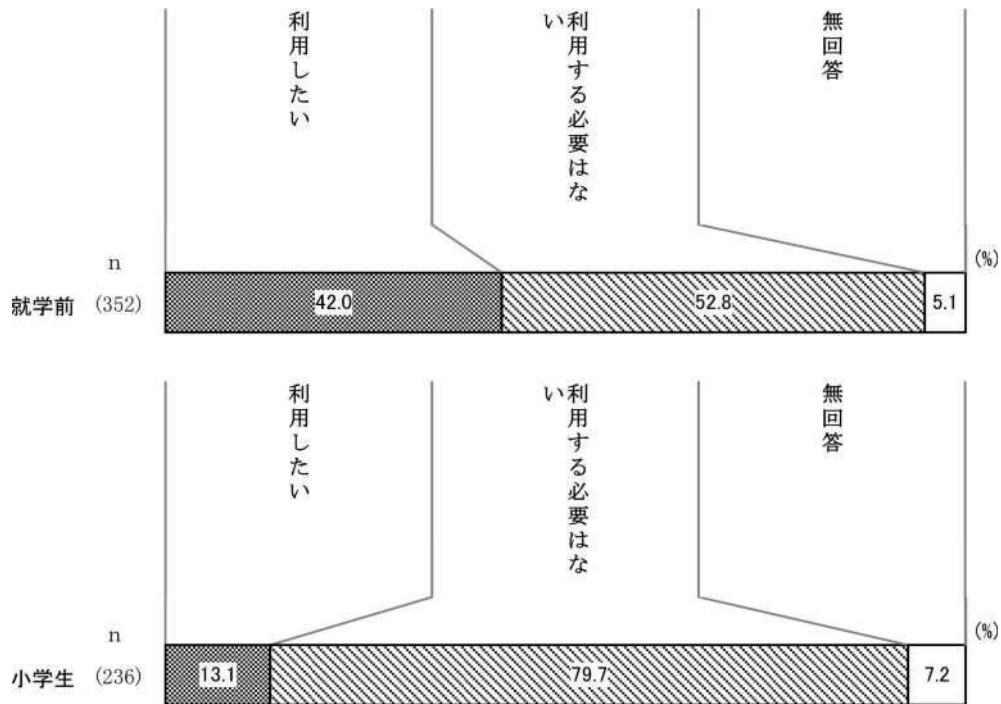
家族以外に子どもを泊りがけで預けた経験については、就学前、小学生ともに1割程度が経験しており、親族や知人などにみてもらい対処している。その際の困難度は、就学前、小学生ともに「非常に困難」は1割程度にとどまっている。「どちらかというとな困難」を合わせると“困難”と感じている方は、就学前が49.0%、小学生が32.0%である。

【一時的に利用した幼児教育・保育事業】

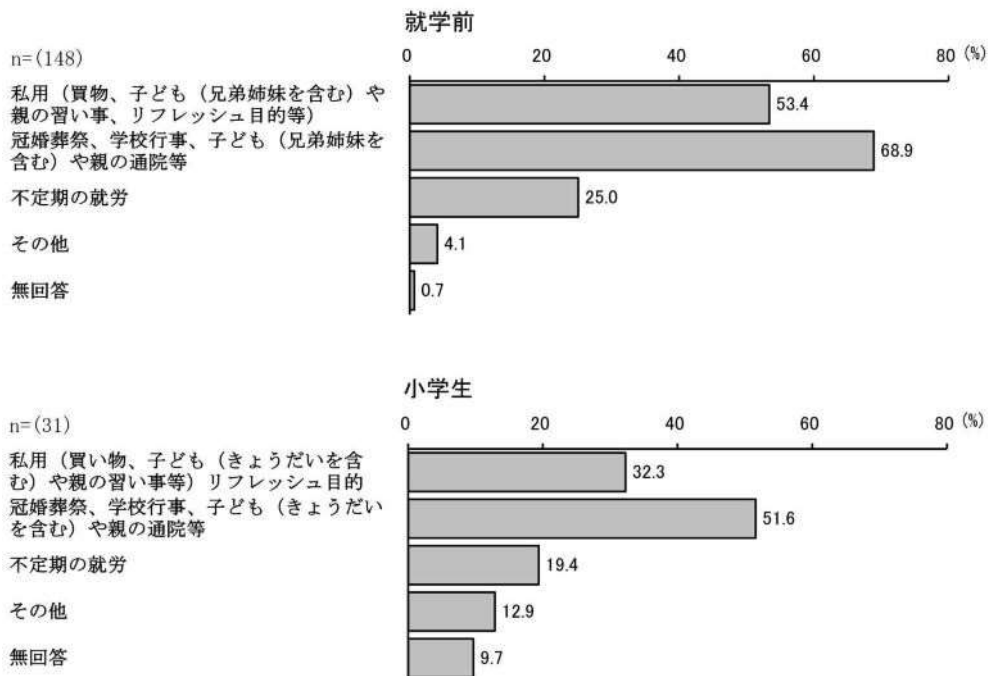


第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

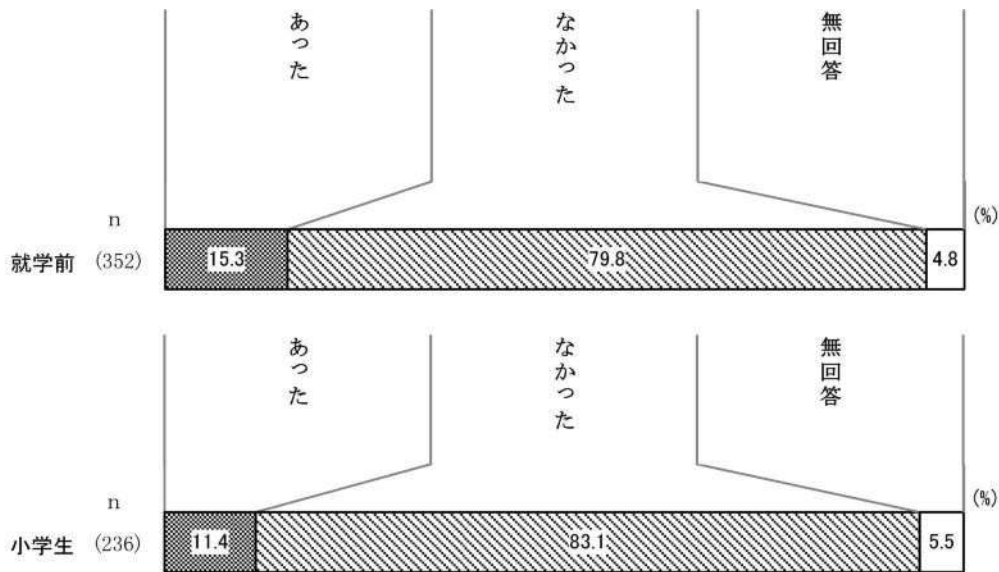
【一時的に子どもを預ける事業の利用希望】



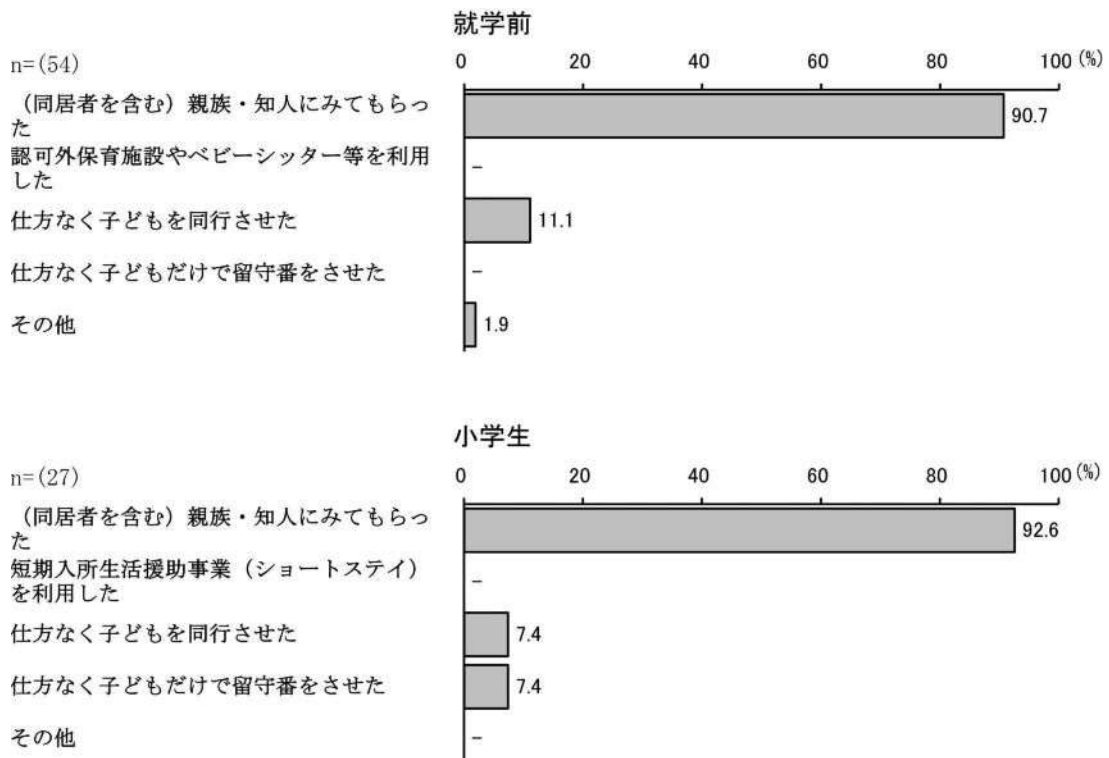
【一時的に子どもを預ける事業の利用目的】



【家族以外に子どもを泊りがけで預けた経験の有無】

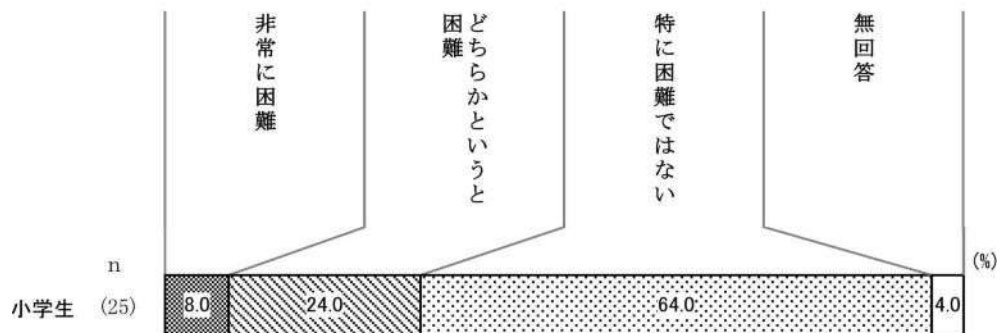
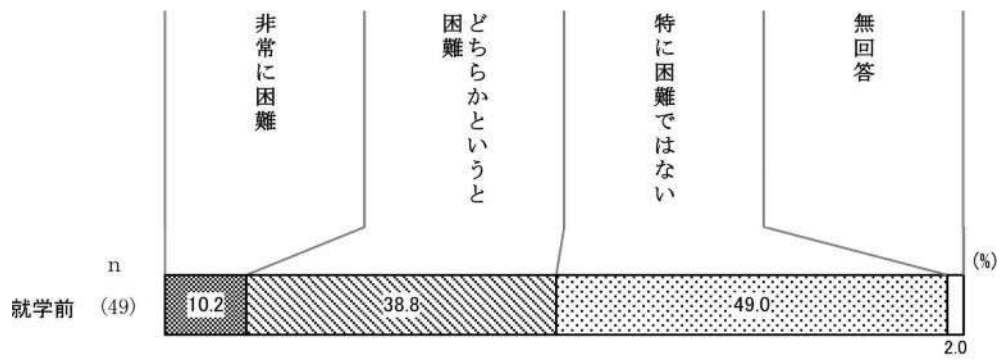


【家族以外に子どもを泊りがけで預けた際の対処方法】



第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

【親族や知人にみてもらうことの困難度】



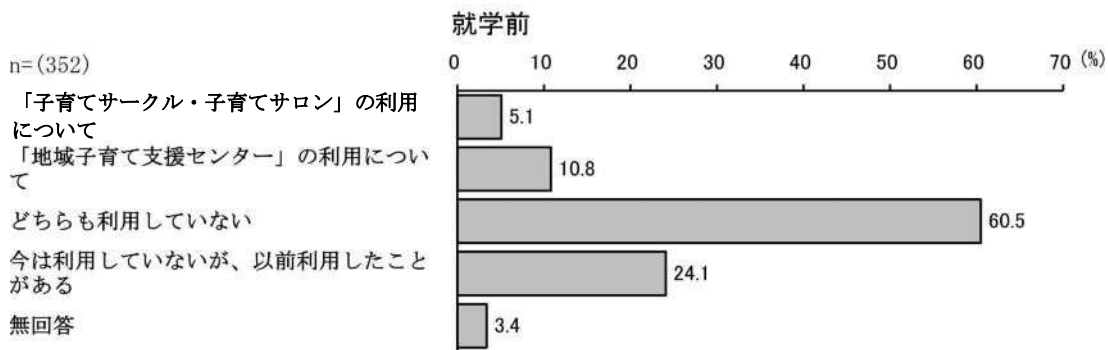
(8) 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「子育てサークル・子育てサロン」の利用についてが5.1%、「地域子育て支援センター」の利用についてが10.8%と少ない。利用している方は、0～2歳と子どもが小さい時期に利用する傾向である。

今後の利用希望については、「利用していないが、今後利用したい」(21.9%)と「すでに利用しているが、利用回数を増やしたい」(8.5%)を合わせると、30.4%の利用希望がある。特に、子どもの年齢が低いほど、利用希望が高くなっている。

つどいの広場や地域子育て支援センターへの周知を行い、親子や子育て家庭が集い、相談や情報入手する場として活用していくことが必要である。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

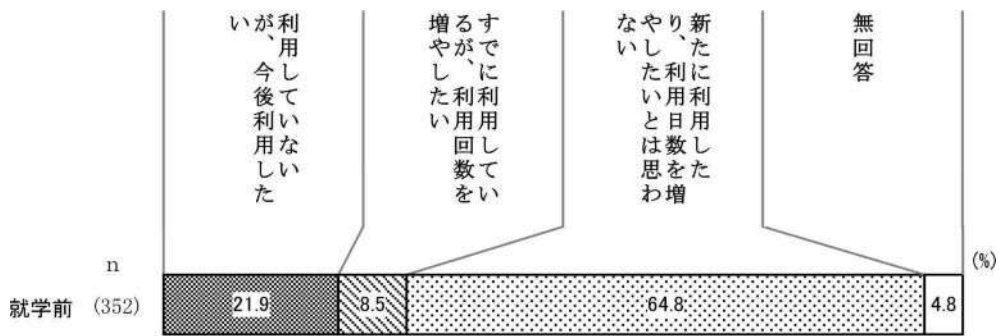


【年齢別】

	調査数	「子育てサークル・子育てサロン」の利用について					無回答
		「地域子育て支援センター」の利用について	どちらも利用していない	今は利用していないが、以前利用したことがある	無回答		
全体	352	18	38	213	85	12	
	100.0	5.1	10.8	60.5	24.1	3.4	
年齢別	0歳	78	7	14	50	12	1
		100.0	9.0	17.9	64.1	15.4	1.3
	1歳	57	2	8	31	14	3
		100.0	3.5	14.0	54.4	24.6	5.3
	2歳	62	4	12	38	9	3
		100.0	6.5	19.4	61.3	14.5	4.8
	3歳	57	5	3	28	22	2
	100.0	8.8	5.3	49.1	38.6	3.5	
年齢別(2年区別)	0～2歳	197	13	34	119	35	7
		100.0	6.6	17.3	60.4	17.8	3.6
	3～5歳	150	5	3	90	50	5
		100.0	3.3	2.0	60.0	33.3	3.3
年齢別(3年区別)	0歳	78	7	14	50	12	1
		100.0	9.0	17.9	64.1	15.4	1.3
	1～2歳	119	6	20	69	23	6
		100.0	5.0	16.8	58.0	19.3	5.0
	150	5	3	90	50	5	
	100.0	3.3	2.0	60.0	33.3	3.3	

第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

【地域子育て支援拠点事業の利用希望】



【年齢別】

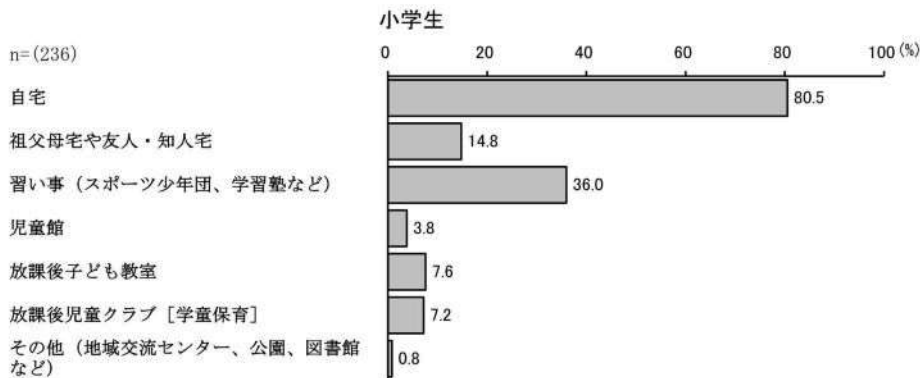
		調査数	利用したい	すでに利用しているが、利用回数を増やしたい	新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない	無回答
全体		352 100.0	77 21.9	30 8.5	228 64.8	17 4.8
年齢別	0歳	78 100.0	30 38.5	11 14.1	36 46.2	1 1.3
	1歳	57 100.0	13 22.8	9 15.8	31 54.4	4 7.0
	2歳	62 100.0	7 11.3	9 14.5	43 69.4	3 4.8
	3歳	57 100.0	12 21.1	1 1.8	39 68.4	5 8.8
	4歳	47 100.0	7 14.9	-	40 85.1	-
	5歳	46 100.0	8 17.4	-	34 73.9	4 8.7
（分）年齢区別	0～2歳	197 100.0	50 25.4	29 14.7	110 55.8	8 4.1
	3～5歳	150 100.0	27 18.0	1 0.7	113 75.3	9 6.0
（3年区分）年齢区別	0歳	78 100.0	30 38.5	11 14.1	36 46.2	1 1.3
	1～2歳	119 100.0	20 16.8	18 15.1	74 62.2	7 5.9
	3～5歳	150 100.0	27 18.0	1 0.7	113 75.3	9 6.0

(9) 小学校卒業までの放課後の過ごし方について

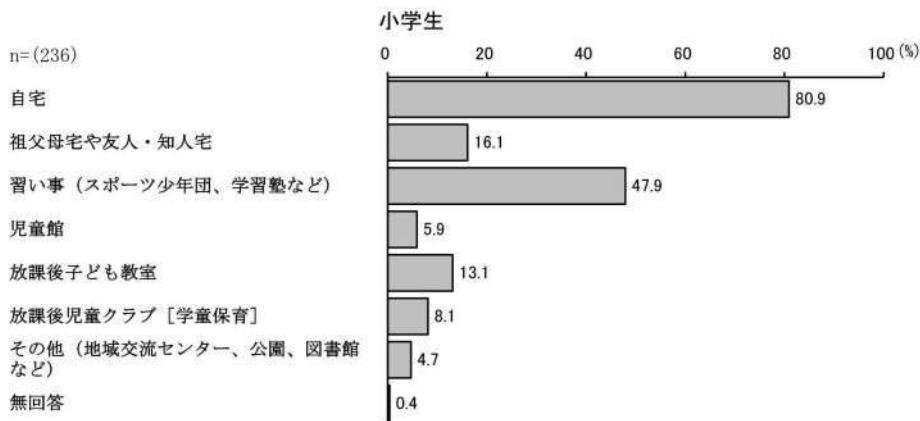
小学生の放課後の過ごし方については、約8割が「自宅」で、そのほか「習い事（スポーツ少年団、学習塾など）」（36.0%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（14.8%）などの過ごし方である。今後子どもを過ごさせたい場所としても、「自宅」（80.9%）、「習い事（スポーツ少年団、学習塾など）」（47.9%）、「祖父母や友人・知人宅」（16.1%）が上位を占めており、大半の方は希望通り過ごさせていることがうかがえる。

就学前の放課後過ごさせたい場所としては、子どもが低学年のうち、自宅や習い事のほかに放課後児童クラブや放課後子ども教室の希望が高い。高学年になると、自宅と習い事が主流になる。

【放課後過ごしている場所】

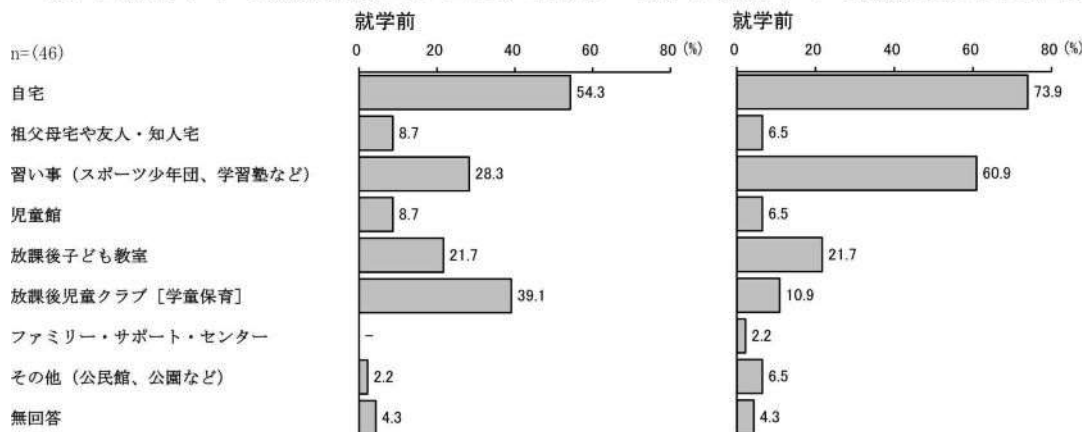


【放課後過ごさせたい場所】



【小学校低学年で放課後過ごさせたい場所】

【小学校高学年で放課後過ごさせたい場所】



第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

(10) 放課後児童クラブの利用状況について

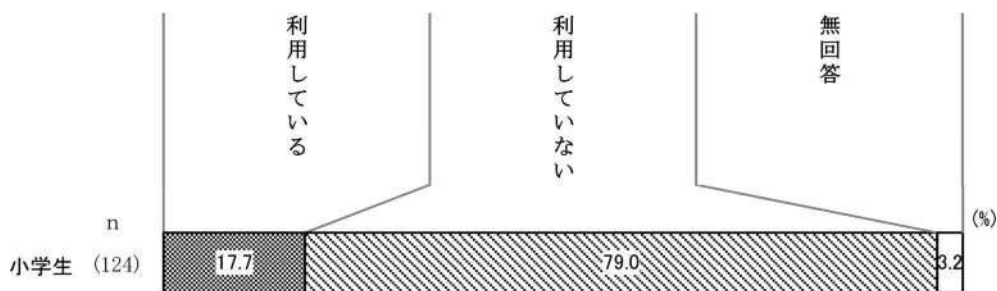
放課後児童クラブの利用については、「利用している」が17.7%で、二世帯世帯の利用がやや多い。放課後児童クラブへの要望は、「利用できる学年を延長してほしい」が77.3%と最も多く、以下の「開設時間を延長してほしい」(31.8%)、「施設設備を改善してほしい」(31.8%)を大きく上回っている。

放課後児童クラブを利用していない理由としては、「利用する必要がないから」が63.3%と最も多く、以下「近くに、放課後児童クラブがないから」となっている。

今後の放課後児童クラブの利用希望については、「利用したい」が約2割で、二世帯世帯の希望がみられる。

近年、核家族が増加しているが、涌谷町では二世帯世帯と三世帯世帯が半々であり、両親の他に子どもをみてくれる親族がいる家庭では希望が少ないが、子どもをみてくれる親族などがない家庭では、安心して子どもを預けられる場所として、放課後児童クラブは重視されている。

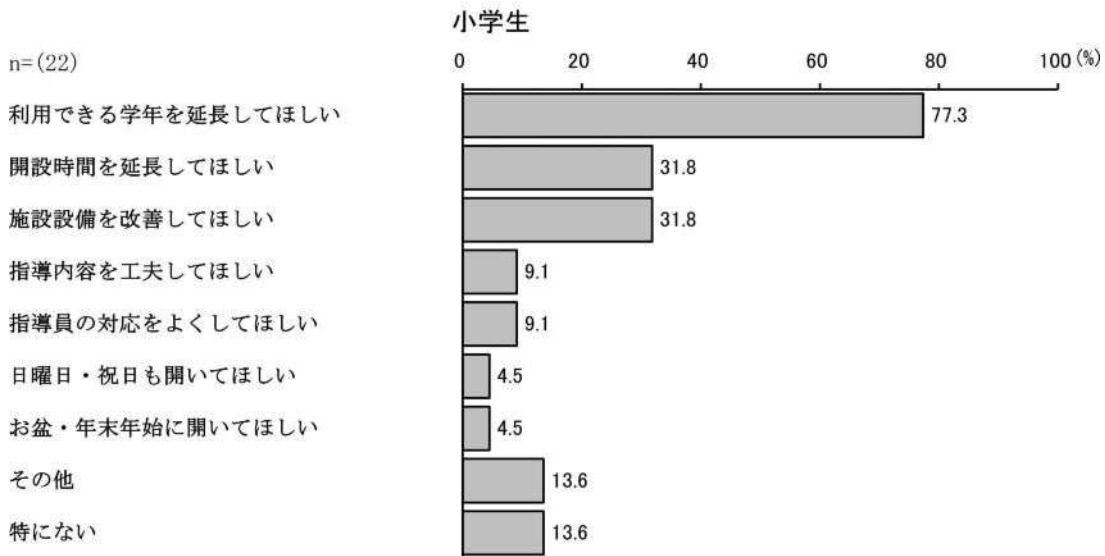
【放課後児童クラブの利用状況】



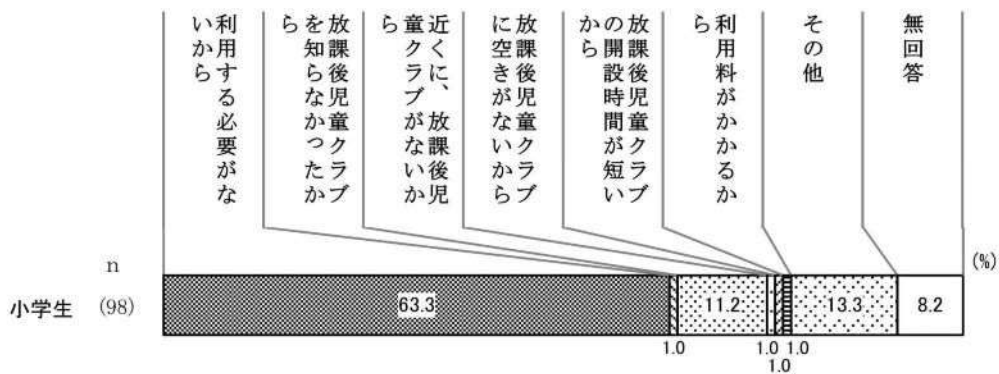
【学年別・家族構成別】

		調査数	利用している	利用していない	無回答
		上段：件数	下段：%		
全 体		124	22	98	4
		100.0	17.7	79.0	3.2
(小居住校地区)	涌谷第一小学校学区	73	20	51	2
		100.0	27.4	69.9	2.7
	月将館小学校学区	30	2	26	2
		100.0	6.7	86.7	6.7
	竈岳小学校学区	7	-	7	-
		100.0	-	100.0	-
	小里小学校学区	14	-	14	-
		100.0	-	100.0	-
学 年 別	1年生	47	8	38	1
		100.0	17.0	80.9	2.1
	2年生	41	8	33	-
	100.0	19.5	80.5	-	
	3年生	36	6	27	3
		100.0	16.7	75.0	8.3
家 族 構 成 別	二世帯世帯 (子どもと親)	54	18	34	2
		100.0	33.3	63.0	3.7
	三世帯世帯 (子どもと親と祖父母)	62	3	58	1
	100.0	4.8	93.5	1.6	
	その他の世帯	8	1	6	1
		100.0	12.5	75.0	12.5

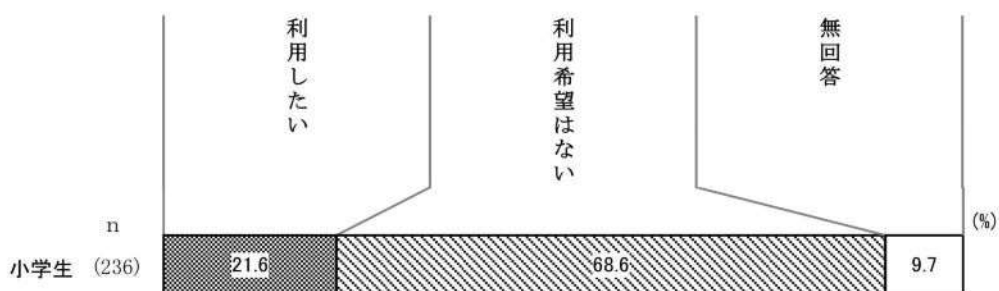
【放課後児童クラブへの要望】



【放課後児童クラブを利用していない理由】



【放課後児童クラブの利用希望】



(11) 仕事と家庭生活の両立について

母親の育児休業制度取得状況については、就学前、小学生ともに「働いていなかった」が4割程度で、就学前は36.7%、小学生は25.1%が「取得した（取得中である）」となっている。父親の取得状況は、就学前、小学生ともに取得した方は少ない。

母親の取得していない理由としては、就学前は「子育てや家事に専念するため退職した」が39.1%と最も多く、以下「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（17.4%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（13.0%）となっている。

小学生は「配偶者が無職など、制度を利用する必要がなかった」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が25.4%と多く、以下「仕事が忙しかった」（23.8%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「子育てや家事に専念するため退職した」（ともに20.6%）となっている。

父親の取得していない理由としては、就学前は「配偶者が無職など、制度を利用する必要がなかった」が28.7%と最も多く、以下「配偶者が育児休業制度を利用した」（27.6%）、「仕事が忙しかった」（24.6%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（20.5%）となっている。

小学生は「配偶者が無職など、制度を利用する必要がなかった」が38.9%と最も多く、以下「仕事が忙しかった」（35.4%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（26.3%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（22.3%）となっている。

母親は子育てへの専念や職場に制度がない、取りにくい雰囲気など職場環境が整備されていないことを理由にあげている。一方、父親は取得・もしくは子育てする配偶者がいる、仕事の忙しさ、経済的な問題などを理由としている。

涌谷町においても、母親の就労者や就労希望者は多く、仕事と家庭生活の両立に配慮した働きやすい職場環境が求められている。また、同居する祖父母等が子どもをみてる家庭が多いものの、一方で近くに親族や知人もなく子育てする家庭も少なくない現状である。

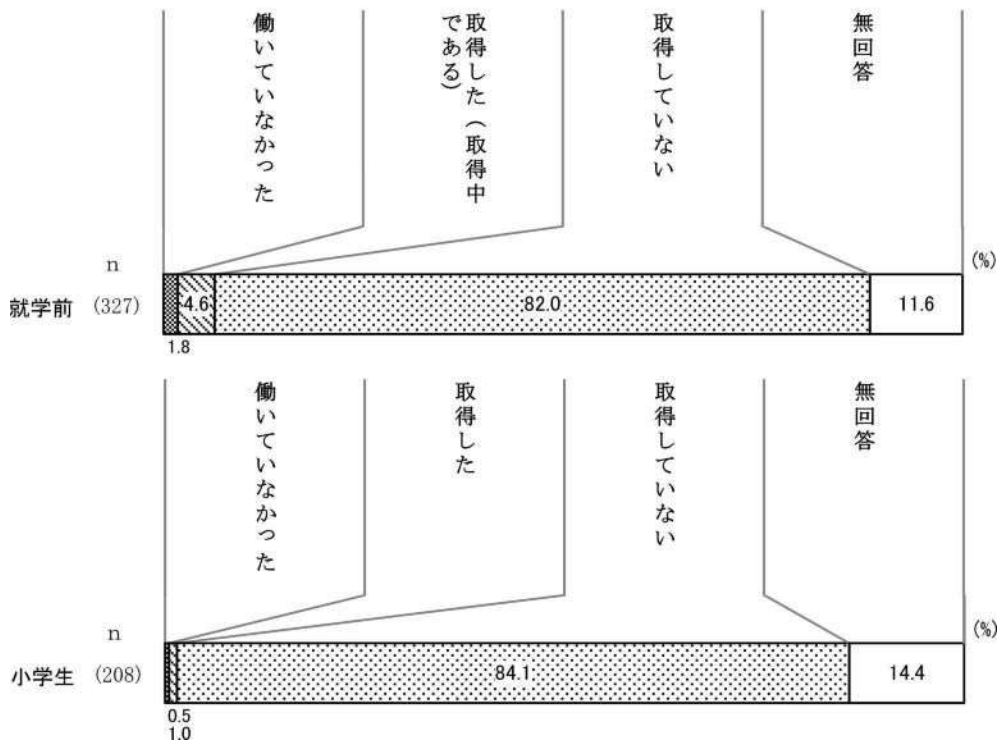
子どもが病気やケガをした場合や急な仕事への対応など、対処が困難な経験をしている家庭もあり、安心して子どもを産み、育てていける環境づくりが求められている。

企業に対し、女性をはじめ男性も含めた子育て時期の働き方の見直しを働きかけ、多様な働き方の実現への取り組み意識の啓発を図ることが必要である。

【母親の育児休業制度利用状況】

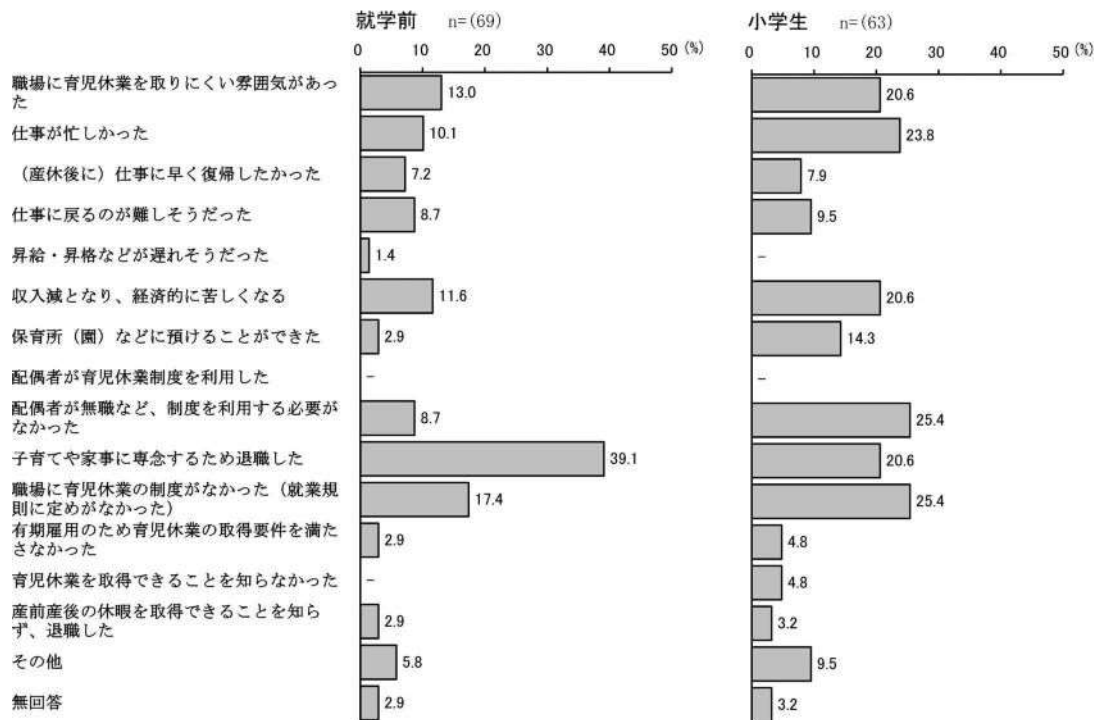


【父親の育児休業制度利用状況】

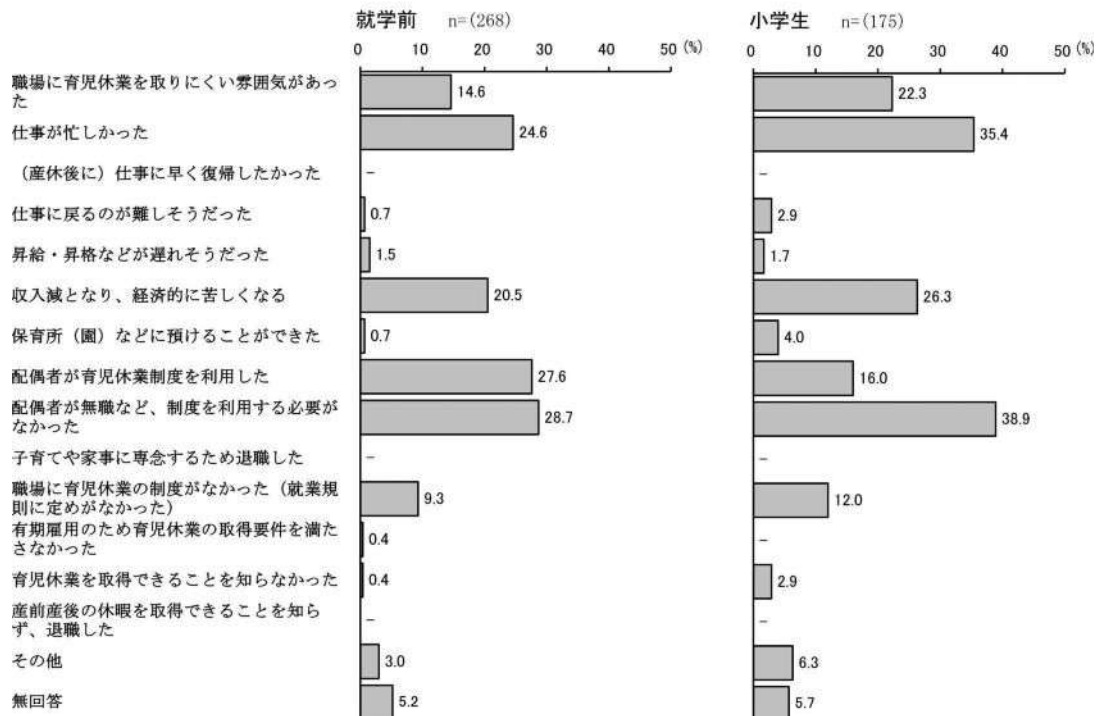


第2部 子ども・子育て環境の現状と課題

【母親が育児休業制度を利用していない理由】



【父親が育児休業制度を利用していない理由】



4 次世代育成支援後期行動計画の達成状況

(1) 特定事業に係る目標事業量の達成状況

次世代育成支援後期行動計画において定めた特定事業に関する数値目標の達成状況をみると、以下の通りとなっています。

通常保育は、平成26年度目標値の175人に対し、平成26年度見込みでは254人の入所があり、達成率は145.1%となっています。放課後児童健全育成事業は、箇所数は目標値を達成していますが、現在4年生の受け入れは実施しておらず、今後の利用ニーズに対応していくことが必要となっています。

項目	平成26年度目標値	実績		平成26年度 目標達成率
		平成25年度	平成26年度 見込み	
通常保育	175人	253人	254人	145.1%
特定保育事業	設置検討	0か所	0か所	—
延長保育事業	2か所	2か所	2か所	100.0%
夜間保育	0か所	0か所	0か所	—
トワイライトステイ事業	0か所	0か所	0か所	—
休日保育事業	0か所	0か所	0か所	—
病児・病後児保育事業 (病児・病後児)	1か所40人 (病後児のみ)	0か所	0か所	0.0%
病児・病後児保育事業 (体調不良児)	1か所24人	0か所	0か所	0.0%
放課後児童健全育成事業	4か所125人 (うち4年生25人)	3か所87人 (うち4年生0人)	4か所97人 (うち4年生0人)	100.0% (0.0%)
地域子育て支援拠点事業	1か所	1か所	1か所	100.0%
一時保育	1か所30人 (保育所型)	0人	0人	0.0%
ショートステイ事業	0か所	0か所	0か所	—
ファミリー・サポート・ センター事業	子育て支援グルー プ活動連携拠点の 設置検討	0か所	0か所	—

(各年10月1日現在)

第3部 計画の基本的な考え方

第3部 計画の基本的な考え方

1 基本理念

涌谷町では、次世代育成支援地域行動計画を策定した平成 17 年以降、1 年間に子どもが生まれる数は微減が続き、平成 25 年には 90 人と過去最低となりました。年少人口（0～14 歳）比率は 11.0%、老年人口（65 歳以上）比率は 29.6%と少子高齢化が進んでいます。

子育てと仕事の両立、子育ての身体的・精神的負担、経済的負担等への不安から、子どもを持ちたくても、産み・育てにくい環境であることが現状です。

涌谷町・安心子育て支援プラン（涌谷町後期行動計画）では、「安心して子どもを産み、育てることができる町づくり」を目指して、子育て支援施策に努めてきました。

本計画においても、涌谷町・安心子育て支援プランの基本理念である「安心して子どもを産み、育てることができる町づくり」を継承し、子育て支援施策を推進します。

安心して子どもを産み、育てることができる町づくり



2 基本的姿勢

「安心して子どもを産み、育てることができる町づくり」を目指して、次の基本姿勢をもとに計画を推進します。

①子どもを尊重した支援

子どもが自分らしくのびのびと健やかに育つためには、子どもの視点に立った取り組みが重要です。

子どもの人格や意思を最大限に尊重し、子どもの幸せを第一に考え、常に子どもの視点に立って、それぞれの個性と能力がいかされるよう支援していきます。

②家庭における子育て支援

子育ての基盤である家庭において、親の子育て負担を軽減し、親自身も子育ての経験を通して成長し、楽しく子育てができるよう、子育て支援をしていきます。

③地域社会における子育て支援

社会の担い手となる子どもの健やかな育ちと子育てを支える環境づくりは重要で、家庭だけではなく、社会全体で取り組んでいかなければなりません。

このような社会を構成する地域、企業、保育サービス提供者、ボランティア団体、行政等が連携し、すべての子どもと子育て家庭を支援していきます。

④行政等の子育て支援

核家族化や共働き家庭の増加が進行している中、子育て環境の整備が求められています。

このような社会状況の変化に伴い、多様化するニーズを的確に把握し、子育て家庭を支援していきます。

また、行政と住民、事業者等の関係機関が一体となって協働で子育て家庭を支援する体制づくりを強化していきます。

3 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

安心して子どもを産み、育てる仕組みづくり

1
子ども・子育て
支援事業の充実を目指して

- (1) 教育・保育の区分の設定
- (2) 施設型給付の充実
- (3) 地域型保育給付の充実
- (4) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (5) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び質の向上

2
特に配慮が必要な家庭への
支援を目指して

- (1) 児童虐待防止事業の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 特別支援乳幼児等への支援体制整備

3
「子育ての社会化」を
目指して

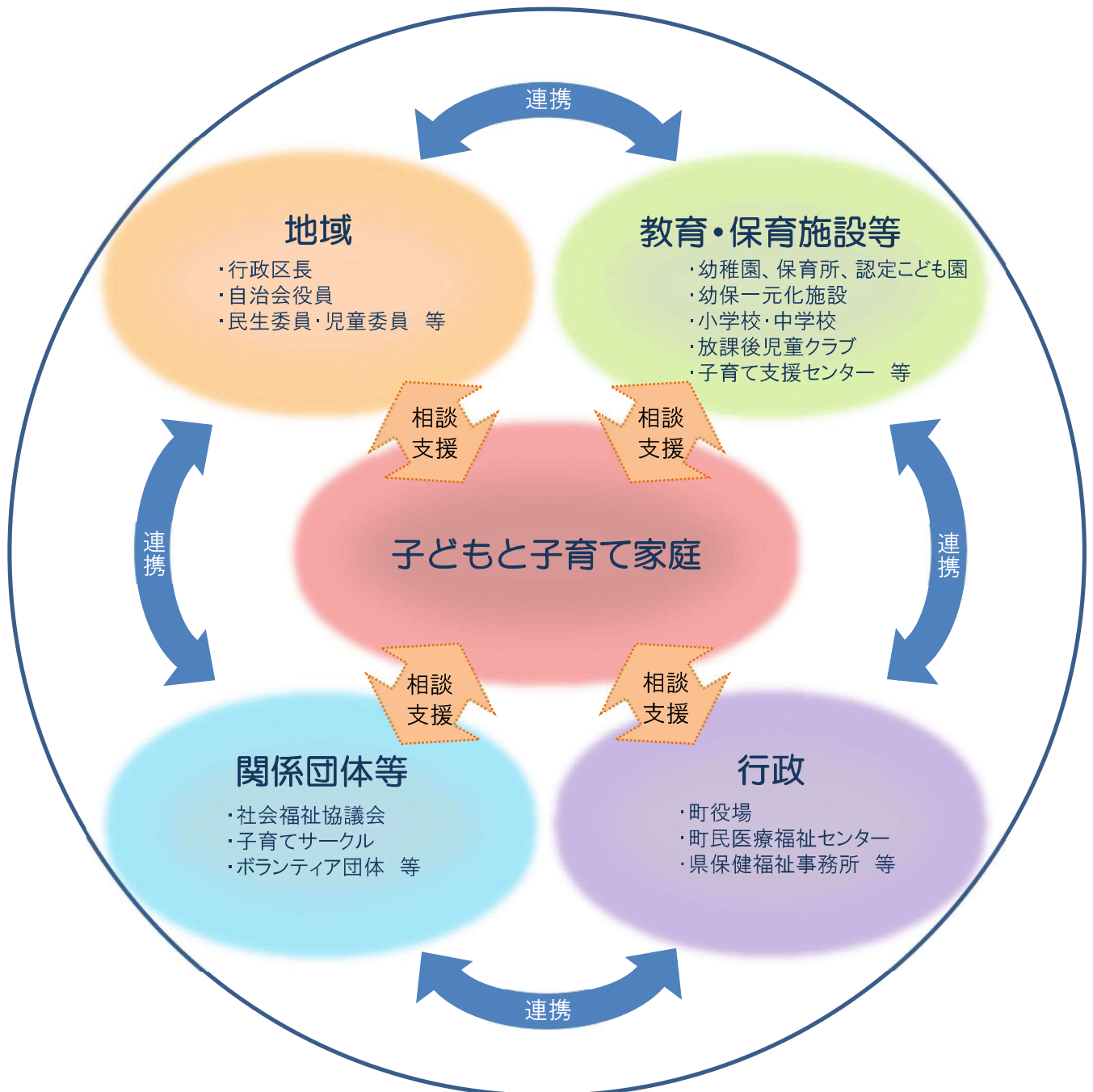
- (1) 家庭内の協力体制構築支援の充実
- (2) 住民による子育て支援推進
- (3) 企業と地域等による子育てと仕事の両立支援
- (4) 出産子育てによる退職者等への就労支援

4
家庭の子育て機能の強化を
目指して

- (1) 乳幼児健診の充実
- (2) 相談事業の充実
- (3) 子育て家庭の経済的負担の軽減

4 涌谷町・安心子育て支援体制

涌谷町では、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の団体や関係機関と連携強化し、地域で安心して子育てできる体制づくりを推進します。



5 子どもの数の推計

(1) 人口推計

総人口は、平成26年の17,324人から減少を続け、平成31年には16,438人と886人の減少になると見込まれます。また、年少人口、生産人口は同様に減少していき、老年人口は増加していくと予測され、さらに少子高齢化が進んでいく様子が見えてきます。

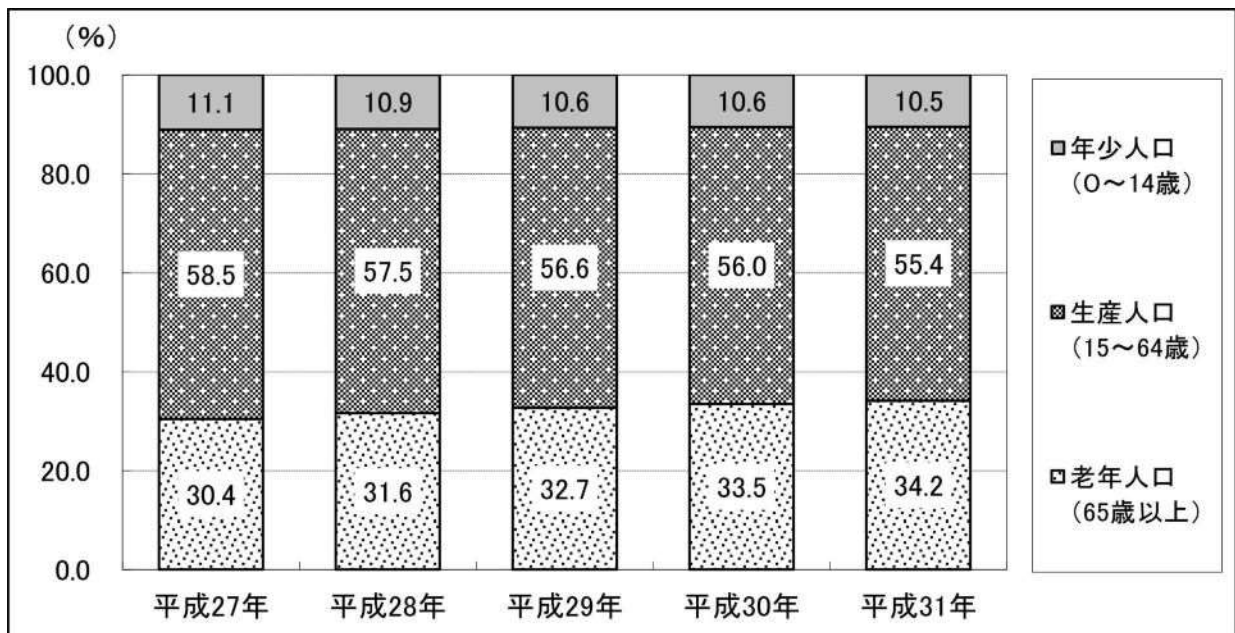
(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	17,324	17,116	16,962	16,795	16,619	16,438
年少人口 (0～14歳)	1,920	1,896	1,853	1,787	1,754	1,721
生産人口 (15～64歳)	10,281	10,009	9,747	9,510	9,299	9,100
老年人口 (65歳以上)	5,123	5,211	5,362	5,498	5,566	5,617
年少人口割合	11.0%	11.1%	10.9%	10.6%	10.6%	10.5%

資料：住民基本台帳を基に、コーホート要因法によって算出

※平成26年（3月末現在）は外国人を含んだ実績値、それ以降は推計値

【人口推計】



第3部 計画の基本的な考え方

(2) 年少人口推計

14歳未満の年少人口の推計をみると、平成26年の1,920人から平成31年には1,721人と5年間で199人の減少が考えられます。年齢区分別では、平成26年から平成31年には0～2歳は20人減、3～5歳では40人増、6～8歳では22人減、9～11歳では82人減、12～14歳では115人の減少と、3～5歳以外で減少していくと予測されます。

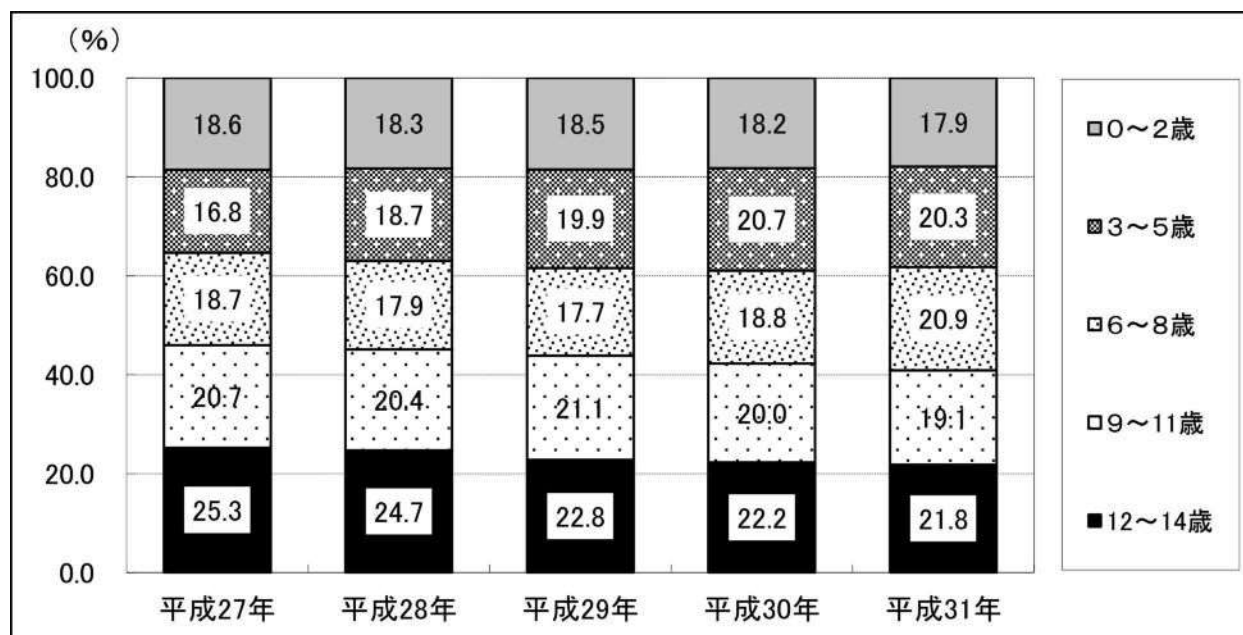
(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
年少人口 (14歳未満)	1,920	1,896	1,853	1,787	1,754	1,721
0～2歳	328	352	339	330	320	308
3～5歳	310	318	346	356	363	350
6～8歳	381	354	332	317	330	359
9～11歳	411	393	378	377	351	329
12～14歳	490	479	458	407	390	375

資料：住民基本台帳を基に、コーホート要因法によって算出

※平成26年（3月末現在）は外国人を含んだ実績値、それ以降は推計値

【年少人口推計】



6 教育・保育の提供区域の設定

(1) 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地域的条件や交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとされています。

涌谷町では、教育・保育提供区域を1区域に定めます。

分類	事業名	提供区域
教育・ 保育	教育・保育施設	町内全域
	地域型保育事業	
地域子ども・ 子育て支援事業	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業	
	③妊婦健診	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業	
	⑥子育て短期支援事業	
	⑦ファミリー・サポート・センター事業	
	⑧一時預かり事業	
	⑨延長保育事業	
	⑩病児・病後児保育事業	
	⑪放課後児童クラブ	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		

第4部 子ども・子育て支援施策の展開

第4部 子ども・子育て支援施策の展開

1 子ども・子育て支援事業の充実を目指して

(1) 教育・保育の区分の設定

幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	共働き等で幼稚園等を希望する家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	共働き家庭で保育所等を希望する家庭	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	保育所・認定こども園・地域型保育

(2) 施設型給付の充実

① 1号認定【3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】

3～5歳で、専業主婦（夫）で幼稚園等を希望する認定区分です。

■量の見込みと確保の方策

	平成 26年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	161	61	66	68	70	61
②確保方策（人）	360	360	360	360	360	360
幼稚園	360	360	360	360	360	360
認定こども園	0	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）	199	299	294	292	290	299

※平成26年度実績は11月1日現在の実績値

第4部 子ども・子育て支援施策の展開

②2号認定【3～5歳保育認定：保育所・幼稚園・認定こども園】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。保育の必要性はあるが幼児期の幼稚園の利用希望家庭と、それ以外の保育所の利用希望家庭とにわけて定めます。

■量の見込みと確保の方策

	平成 26年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	145	208	226	232	236	229
共働きで幼稚園利用希望が 高い	145	62	67	69	70	68
上記以外		146	159	163	166	161
②確保方策（人）	133	150	150	150	170	170
保育所	133	150	150	150	170	170
幼稚園	0	0	0	0	0	0
認定こども園	0	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）	△12	△58	△76	△82	△66	△59

※平成26年度実績は11月1日現在の実績値

確保方策に不足が生じている場合であっても、3～5歳（学校教育のみ）の幼稚園により提供体制を確保する。

③3号認定【0～2歳保育認定：保育所・認定こども園・地域型保育施設】

0～2歳で保育の必要性がある認定区分です。0歳児と1～2歳児にわけて定めます。

ア 0歳児

■量の見込みと確保の方策

	平成 26年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	21	22	32	30	29	28
②確保方策（人）	21	24	27	30	30	30
保育所	21	24	27	30	30	30
認定こども園	0	0	0	0	0	0
地域型保育施設	0	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）	0	2	△5	0	1	2

※平成26年度実績は11月1日現在の実績値

イ 1～2歳児

■量の見込みと確保の方策

	平成 26年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	109	114	146	143	138	133
②確保方策（人）	101	102	114	126	138	133
保育所	101	102	114	126	138	133
認定こども園	0	0	0	0	0	0
地域型保育施設	0	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）	△8	△12	△32	△17	0	0

※平成26年度実績は11月1日現在の実績値

0～2歳の保育利用率は、各年度の推計児童人口に占める量の見込みの割合を算出し、以下のとおりに見込みます。

【0～2歳の保育利用率】

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
保育利用率	35.8%	41.6%	47.3%	52.5%	52.9%

算出方法

保育利用率＝（3号認定の0歳児の確保の方策＋1～2歳児の確保の方策人数）÷推計児童数

④教育・保育の確保方策の今後の方向性

涌谷町には、現在認定こども園がありません。一部の区域では量の見込みに対して不足が生じますが、幼稚園（幼保一元化施設さくらんぼこども園）において対応可能と考えています。今後は新しい制度が定着することにより、更なるニーズの把握に努めるとともに、計画期間中に幼稚園・保育所の認定こども園への移行を希望する場合、移行が円滑に進むよう支援します。

（3）地域型保育給付の充実

新しい制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、市町村による認可事業である地域型保育が創設されました。地域型保育は、0～2歳児を対象とした定員19人以下の施設で、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育、事業所内保育となります。

今後は、事業の周知に努め、新たな参入を検討する事業者を支援します。

第4部 子ども・子育て支援施策の展開

(4) 地域子ども・子育て支援事業の充実

①利用者支援事業（新規）

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報収集を行うとともに、子どもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■量の見込みと確保の方策

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（か所）	0	0	0	0	1
②確保方策（か所）	0	0	0	0	1
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■確保の方策

現在、涌谷町教育総務課・健康課・福祉課・町内各幼稚園・さくらんぼこども園並びに涌谷保育園子育て支援センターなどにおいて、利用の相談に応じており、今後も引き続き情報提供や相談支援を継続することとし、専門の相談員の配置については、状況に応じて検討します。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保の方策

	平成 25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人回/年）	1,071	9,780	9,420	9,168	8,892	8,568
②確保方策（人回/年）	1,071	9,780	9,420	9,168	8,892	8,568
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

■確保の方策

涌谷町では、社会福祉法人涌谷みぎわ会涌谷保育園子育て支援センター（補助事業対象施設）、涌谷町立さくらんぼこども園なかよしルームと町内2か所で事業を実施しています。

今後も事業を継続し、合わせて、町内で子育て支援事業に取り組んでいる他団体と連携を図り子育て支援事業の充実を目指します。

③妊婦健診

妊娠届の提出時に母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査の受診票を配布し、14回分の妊婦健診（基本診察、貧血検査、尿検査等）の費用を助成する事業です。

■量の見込みと確保の方策

	平成 25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人） （健診回数）	100 1,400	120 1,680	117 1,638	112 1,568	109 1,526	104 1,456
②確保方策（人） （健診回数）	100 1,400	120 1,680	117 1,638	112 1,568	109 1,526	104 1,456
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

■確保の方策

母子健康手帳交付の際に、保健師から妊婦健診の重要性を説明し、これまでどおり受診を促進していきます。

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師や看護師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。また、産後の健康相談や育児相談などを行う事業です。

■量の見込みと確保の方策

	平成 25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人）	86	103	100	97	94	90
②確保方策（人）	86	103	100	97	94	90
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

■確保の方策

涌谷町健康課で実施している実績のある事業です。産後様々な悩みをかかえている親を早期発見し孤立しないよう支援するため、今後も事業を継続していきます。

第4部 子ども・子育て支援施策の展開

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■量の見込みと確保の方策

	平成 25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人）	20	24	23	23	22	21
②確保方策（人）	20	24	23	23	22	21
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

■確保の方策

乳児家庭全戸訪問事業や健康診断等で見つかった、養育支援が必要な家庭に対し保健師等が関わることで、子育て家庭の精神的な負担を軽減するための重要な事業として、人材の確保に努め、今後も事業を継続していきます。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

■量の見込みと確保の方策

	平成 25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人日）	0	0	0	0	0	0
②確保方策（人日）	0	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

■確保の方策

涌谷町では実施していない事業で、アンケートの結果から量の見込みの数値は0人です。家庭の状況に応じて児童養護施設担当課である涌谷町福祉課が、県保健福祉事務所等と連携を図り、養育困難な家庭に支援を実施している体制を今後も継続していきます。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望するものと、当該援助を行うことを希望するものとの相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■量の見込みと確保の方策

	平成 25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人日）	0	0	0	0	0	0
②確保方策（人日）	0	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

■確保の方策

涌谷町での事業実施に関しては可能性が低く、近隣市（大崎市）で設置している状況を参考にし、今後実施を検討していきます。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において一時的に預かり必要な保護を行う事業です。

■量の見込みと確保の方策

	平成 25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人日）	0	4,158	4,197	4,178	4,138	3,985
②確保方策（人日）	0	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）	0	△4,158	△4,197	△4,178	△4,138	△3,985

■確保の方策

現状の保育施設や人員体制では、実施が難しい事業であり、今後実現に向けて検討していきます。

第4部 子ども・子育て支援施策の展開

⑨延長保育事業

保育所において、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進するため、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を推進し、11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業です。

■量の見込みと確保の方策

	平成 25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人）	20	84	86	86	86	83
②確保方策（人）	20	84	86	86	86	83
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

■確保の方策

涌谷町では、涌谷町立さくらんぼこども園と社会福祉法人涌谷みぎわ会涌谷保育園の2か所で実施しています。延長保育実施にあたっては保育にあたる保育士の確保が課題であることから、今後も適正な提供体制がとれるよう、保育士の確保に努めます。

⑩病児・病後児保育事業

病児・病後児を病院・保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業（病児対応型・病後児対応型）、保育中の体調不良児について緊急的な対応を図るほか、保育所における児童全体に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業（体調不良児対応型）、看護師等が病児・病後児の自宅において一時的に保育する事業（非施設型（訪問型））です。

■量の見込みと確保の方策

	平成 25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人日）	0	1,353	1,383	1,385	1,379	1,329
②確保方策（人日）	0	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）	0	△1,353	△1,383	△1,385	△1,379	△1,329

■確保の方策

現在、涌谷町内には病児対応型・病後児対応型の実施可能な施設が無いことから、事業の実施にあたっては、施設の整備が必要です。また、体調不良児対応型・非施設型（訪問型）とともに、事業に従事する人材の確保が必要なことから、実施にあたっては十分な検討と準備を行い、提供体制の確保を目指します。

⑪放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保の方策

(1～3年生)

	平成 25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み(人)	91	105	101	96	100	109
②確保方策(人)	91	105	101	96	100	109
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0

(4～6年生)

	平成 25年度 実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み(人)	0	28	27	27	25	23
②確保方策(人)	0	0	0	0	0	0
③過不足(②-①)	0	△28	△27	△27	△25	△23

■確保の方策

涌谷町では、西地区に「八雲学童クラブ」と「涌一小学童クラブ」、東地区に月将館小学校区「杉の子学童クラブ」、さらに平成26年度から箕岳地区に「小里・箕岳学童クラブ」を開設し公立4か所の放課後学童クラブを運営しています。

新制度では、小学校6年生まで学童保育の対象となりますが、平成27年度の1年生から3年生までの保育申込み状況から、現状の施設で4年生以上の受け入れは困難と考えます。

今後も保育に従事する放課後児童支援員等人材を確保し、可能な範囲での保育施設の整備を行った上で、対象年齢の拡充について検討していきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■確保の方策

国の動向に応じ助成を検討・実施していきます。

第4部 子ども・子育て支援施策の展開

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を生かした特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

■確保の方策

民間事業者等の参入の促進に対して手段を検討・実施していきます。

（5）幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び質の向上

①幼児期の教育・保育の一体的提供

涌谷町には幼保一元化施設さくらんぼこども園があり、教育・保育を一体的に提供する取り組みを進めてきました。今後も、幼児教育は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要なものであるため、質の高い教育・保育を一定的に提供していく体制づくりを実施していきます。

②質の高い教育・保育の提供

幼稚園教諭及び保育士の一人ひとりの資質・能力の向上を目指すため、職員の合同研修等を実施し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

③幼稚園・保育所と小学校との連携の推進

幼稚園及び保育所での幼児期の学校教育・保育の充実を図るとともに、小学校と連携し、小学校への円滑な接続に努めていく必要があるため、職員の意見交換や交流を通じて、幼稚園、保育所、小学校との連携を推進していきます。

2 特に配慮が必要な家庭への支援を目指して

(1) 児童虐待防止事業の充実

福祉課が中心となり、涌谷町虐待防止等対策連絡協議会を設置し、実務者会議や要保護児童個別ケース検討会議を開催して対応しています。

今後は、関係機関に加え、住民を含めた幅広い地域ネットワークを構築し、支援が必要な家庭を迅速に発見し、的確な対応を図ります。

■取り組みと今後の方向

取り組み	今後の方向
児童虐待の予防、早期発見の徹底	乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の実施に加え、町、幼稚園・保育所等の教育保育施設、学校、地域関係団体、医療機関、民生委員児童委員、警察等との連携強化に加え、地域住民からの情報を受け入れやすい環境を整え、ネットワーク化を図り、児童虐待の予防や早期発見に努めます。また、住民に対し児童虐待についての講座の開催や広報等による情報提供の継続と、児童相談所全国共通ダイヤルである（0570-064-000）の周知を図ります。
虐待防止等対策連絡協議会との連携強化による事業推進	虐待防止等対策連絡協議会とは、児童虐待による要保護児童に対する細やかな支援と情報共有のために連携を強化します。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ライフスタイルの変化により、ひとり親家庭は増加傾向にあります。

従来からの経済的支援や就業支援などによりひとり親家庭の自立を支援していくとともに、制度改正等による支援施策等の情報の周知・広報を図ります。

■取り組みと今後の方向

取り組み	今後の方向
児童扶養手当の支給	児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定及び自立の促進と、子どもの福祉の増進を図ることを目的とする制度であり、今後も対象者への制度周知の徹底に加え、必要に応じて個人面接等を実施し、自立への支援を継続して実施します。
母子・父子家庭医療費助成制度の実施	ひとり親家庭等が受診した場合にかかる医療費の一部負担金の一部を助成することにより、経済的負担を軽減することで、福祉の増進を図ることを目的とした制度であり、今後も対象者への制度周知の徹底を行っていきます。

第4部 子ども・子育て支援施策の展開

取り組み	今後の方向
ひとり親家庭等への各種情報提供と相談の充実	ひとり親家庭等に対し、町の情報に加え、県発行の「ひとり親家庭支援ほっとブック」発行時の案内などを行い、経済面や育児などで悩みや不安がある場合に関係機関に相談できることを継続的に情報発信し、相談体制を充実します。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、無利子または低利で資金の貸付を行う県の事業で、経済的自立や生活の安定、扶養している児童の福祉向上を図ります。
ひとり親家庭等自立促進対策事業	ひとり親家庭の親に対し、就業支援や自立支援給付金の給付、弁護士による無料法律相談等を行う県の事業で、子育てをしながら自立した生活ができるよう支援します。
ひとり親家庭支援員設置事業	北部保健福祉事務所にいるひとり親家庭支援員が、ひとり親家庭及び寡婦の相談に応じ、自立に必要な指導助言等を行う県の事業で、支援員の資質向上を図ります。
母子父子家庭福祉対策資金貸付事業の実施	母子・父子家庭へ生活に必要な資金を無利子で貸し付けを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。

(3) 特別支援乳幼児等への支援体制整備

近年、特別な支援を必要とする児童が増えており、その特性に応じた対策が求められています。

現在も町民医療福祉センターの健康課・福祉課等と連携を図り、特別な支援を必要とする乳幼児の早期発見やその後の発達に合わせた支援体制を整備しており、今後も継続していきます。

■取り組みと今後の方向

取り組み	今後の方向
保育士・教諭等の研修促進	特別な支援が必要な児童の療育、成長への支援、教育にあたり、障がい特性を理解した適切な相談支援や療育指導ができる保育士・教諭等の人材を養成し、よりよい環境の支援体制を整備します。
教育・保育施設、学校と健康福祉部門との連携強化	発育やコミュニケーションに心配のある児童生徒が適正な療育・就学を進められるよう、乳幼児全戸訪問及び健康診断等で、特別な支援を必要とする乳幼児を早期発見し、町民医療福祉センターの健康課・福祉課等と引き続き連携し、発達に合わせた支援体制を図り、家族の負担を軽減するための相談・指導体制を今後も充実します。なお、さくらんぼこども園に看護職員の配置を実施しており、今後も継続できるよう人員の確保に努めます。

3 「子育ての社会化」を目指して

(1) 家庭内の協力体制構築支援の充実

女性の社会進出が進み、多世代共働き世帯が増えています。また就労形態の多様化や短時間労働者の増加により、多様な保育サービスを希望する世帯が増えています。

子育ては、男女が協力し合い、子育ての喜びをわかち合うという考え方を、学校、企業、地域等で連携し、子育て世代や若い世代に伝えていく取り組みを行います。

また、母親の孤独感や育児負担の軽減のためには、父親の子育て参加も重要なことから、父親や祖父母等を対象としたセミナー等を開催します。

■取り組みと今後の方向

取り組み	今後の方向
ワークライフバランスを浸透させる教育の推進	子育てに関し、家庭内で連携協力体制が築けるよう、町、幼稚園・保育所等の教育保育施設、学校、企業、地域関係団体と協力し支援します。
父親や祖父母が育児を学ぶセミナー等の開催	母親以外の家族が子育てに関わるときに備えて、父親や祖父母が育児を学ぶセミナー等の開催を町、幼稚園・保育所等の教育保育施設、学校、地域関係団体と協力し実施します。
家庭教育学級の充実強化	家庭内での教育力を高めるため、家庭教育学級などの学習機会の場を提供します。

(2) 住民による子育て支援推進

子育ては家庭や学校だけではなく、地域の子どもたちをみんなで育てていくという意識を広げるよう、子育て支援の啓発に努めます。

■取り組みと今後の方向

取り組み	今後の方向
子育て支援ワーキンググループの育成	身近で手軽な子育て支援活動を住民が自ら考え実施できるよう、町より情報提供や補助金交付などを通して、推進します。
行政区長ほか地域住民による支援体制強化	行政区長ほか地域住民が身近で手軽な子育て支援活動を自ら考え実施できるよう、町より情報提供や補助金交付などを通して、推進します。
子育てサークル・ボランティアの育成と活用	子育てボランティアとして協力を得ながら、一時保育やファミリー・サポート・センター、学童保育、放課後子ども教室などの支援の担い手として活躍できるような体制づくりを推進します。

第4部 子ども・子育て支援施策の展開

(3) 企業と地域等による子育てと仕事の両立支援

社会全体でワークバランスの実現を目指していますが、いまだ「職場での育児休業制度が取りにくい環境」や「制度自体ない」など、働きやすい環境づくりの整備は今後も継続が必要です。

今後も、仕事と家庭を両立できるよう、企業や事業主に対して啓発と協力要請を行います。

■取り組みと今後の方向

取り組み	今後の方向
子育てに関する研究会・シンポジウムの参加勧奨	地元企業や地域の関係団体に対し、子育てと仕事の両立支援に関する各種研修会やシンポジウム等への参加を促し、「子育ての社会化」の機運が醸成されるよう努めます。
育児休業制度や子育て休暇（急な発熱時や授業参観時等）支援体制強化	地元企業や地域の関係団体に対し、出産後の育児休業制度の取得や、急な発熱時や授業参観時等の子育て休暇に協力的な職場環境づくりを呼び掛けます。

(4) 出産子育てによる退職者等への就労支援

出産や子育てによって、退職せざるをえない母親が多いことが課題となっています。また、子どもが大きくなってから就労したいとの希望も多く、一時預かりや放課後児童クラブの充実が強く望まれています。

今後は、多様な子育て支援体制を整備するとともに、就労の相談や情報提供など必要なサポート体制の充実を図ります。

■取り組みと今後の方向

取り組み	今後の方向
ハローワークと連携した職業紹介事業の充実	子育てしながら働ける仕事についての情報提供を継続的に実施します。
一時預かり事業の実施検討	求職中の親のために、子どもを保育所等で一時的に預かることができるよう体制整備を検討します。

4 家庭の子育て機能の強化を目指して

(1) 乳幼児健診の充実

子どもの成長発達の状況を確認し、疾病予防や早期発見、保健指導等を実施しています。

今後も、子どもが心身ともに健やかに成長することを支援するため、各種健診や育児・発達相談等の充実を図ります。

■取り組みと今後の方向

取り組み	今後の方向
各種乳幼児健診の充実 ・ 育児相談の充実 ・ 発達相談事業の充実 ・ 個別支援の充実	新生児訪問指導、4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児 歯科健診、3歳児健診の各種健診と発達相談や個別支援を行って います。今後も子どもと保護者に対してきめ細やかなサポートが できるよう、関係者・関係機関と情報共有・連携し、支援を受け やすい体制づくりを強化します。

(2) 相談事業の充実

町内各機関の教育委員会子育て支援担当・町民医療福祉センター（健康課・福祉課）・幼稚園・保育所・地域子育て支援センター・社会福祉協議会等や、子育て支援コーディネーターが子育て世帯を対象とした相談事業を実施しています。

子育てに関する悩みや不安を解消できるよう、今後も、気軽に相談できる体制を維持し、子育てに関する様々な相談に対応できる相談支援体制を充実します。

また、家庭における教育力を高めるための教室等を開催し、学習機会や子育て家庭同士の交流や情報交換の場を提供します。

■取り組みと今後の方向

取り組み	今後の方向
子育て相談窓口の充実	子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できるよう、相談窓口の 体制強化を図ります。

第4部 子ども・子育て支援施策の展開

(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健全育成を図るために、児童手当や子ども医療費助成などの事業を実施しています。

今後も、医療費や教育費等の負担の軽減や各種手当等諸制度の普及促進など、子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。

■取り組みと今後の方向

取り組み	今後の方向
児童手当の支給	児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。中学校修了前（15歳到達後の最初の3月31日まで）の子どもを養育し、主に生計の中心となっている保護者に支給します。（所得制限があり、限度額以上の場合は手当が減額して支給されます。） 申請漏れや手続きの不備がないよう周知徹底を図ります。
子ども（乳幼児）医療費助成制度の継続	中学校修了前の子ども（出生から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども）まで、支給対象年齢を拡充し、保護者の負担軽減を継続して実施します。（所得制限があり、限度額以上の場合は助成されません。）
就学援助制度の利用促進	経済的な理由によって就学が困難と認められる子どもの保護者に対して、国の補助金を受けて、学用品費、給食費などの就学するうえで必要な経費の一部を援助する制度です。今後も制度の周知徹底を図ります。
交通遺児等教育手当の周知	交通遺児等を激励し、健全な育成を図ることを目的として宮城県から支給されるもので、交通遺児・海難遺児を養育している方に対し、「交通遺児等教育手当」を支給する制度です。 養育している交通遺児等が1人の場合は月額3,000円、2人以上の場合は1人増すごとに月額1,000円を加算した額となります。手当は年3回にわけて支給されます。今後も制度の周知徹底を図ります。

資料編

1 涌谷町子ども・子育て会議設置要綱

平成25年10月1日

涌谷町教委要綱第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する審議会その他の合議制の機関として、涌谷町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠委員の任期は、残任期間とする。

2 委員は、再任されることが出来る。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了した時は、解職されるものとする。

(会議)

第7条 会長は、子ども・子育て会議を招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、または説明を求めることができる。

資料編

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときまたは部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年教委要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

2 涌谷町子ども・子育て会議委員名簿

No.	選定区分	氏名	役職
1	一号委員	稲川 雄久	公募委員 保護者の代表
2	二号委員	飯岡 洋介	社会福祉法人涌谷みぎわ会理事長 涌谷保育園長
3	二号委員	清水 鐵雄	涌谷町幼稚園長等会会長 涌谷南幼稚園長
4	二号委員	佐々木 京子	涌谷町八雲児童館長
5	二号委員	高橋 正幸	涌谷町福祉課長
6	二号委員	熊谷 健一	涌谷町健康課長
7	三号委員	大橋 ひとみ	チャイルドマインダー おひさまスマイル代表
8	三号委員	齋藤 忠男	涌谷町校長会会長 篔岳小学校長

3 子ども・子育て支援新制度関連の用語説明

No.	用語	説明
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例等で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる。（株式会社等の参入は不可）（認定こども園法第2条）
5	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
6	教育・保育施設	認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう（法第7条） 涌谷町では「町立幼稚園・幼保一元化施設さくらんぼこども園、社会福祉法人涌谷みぎわ会涌谷保育園」があります。
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付（法第11条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条） 涌谷町では「町立幼稚園・幼保一元化施設さくらんぼこども園、社会福祉法人涌谷みぎわ会涌谷保育園」が該当します。

No.	用語	説明
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業（法第7条）
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付（法第11条）
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第29条、43条）
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業（法第7条）
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（法第7条）
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み（法第19条）</p> <p>〔参考〕認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
17	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度（法第31条）
18	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業（法第59条）

涌谷町・安心子育て支援プラン
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

涌谷町・涌谷町教育委員会

〒987-0192

宮城県遠田郡涌谷町字新町裏 153 番地 2

(涌谷町教育総務課)

TEL 0229-43-2140 FAX 0229-43-2117